

# 牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理 に関する条例・施行規則（手引き）

令和8年6月1日 第2版



・ ・ ・ 条例



・ ・ ・ 規則



・ ・ ・ 参考情報等

## 目次

手続きフロー図	3
1 目的	4
2 定義	5
3 適用範囲	1 2
4 市の責務	1 3
5 事業者及び土地所有者の責務	1 4
6 事業者の責務	1 6
7 土地所有者の責務	1 9
8 設置抑制区域	2 0
9 地域住民等への説明	2 3
9の2 事前協議	4 4
10 配慮事項	4 9
11 設計の基準	5 3
12 協議等	5 8
13 協議終了の通知	6 2
14 工事の完了	6 3
15 定期報告	6 4
16 協議内容の変更	6 5
17 地位の承継	6 7
18 報告の徴収	6 8
19 事業者情報の掲示	6 9
20 立入検査等	7 0
21 指導、助言又は勧告	7 1
22 公表	7 2
23 委任	7 3
24 施行期日	7 4
25 適用区分	7 5
26 関係課案内	7 6
27 設置抑制区域全体図	7 7
28 添付書類	7 8
作成例(様式第1号の2、3、4、5、6、2号・3号・4号・6号・6号の2・7号・8号・ 10号・11号)	8 3



## 1 目的

### (目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置、管理及び撤去に関し必要な事項を定め、その適正な実施のための助言、指導等を行うことにより、事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止、良好な景観の形成、生活環境の保全並びに地域住民等の生活との調和を図り、もって市民の安全と安心の確保及び地域社会の発展に資することを目的とする。

### (趣旨)

第1条 この規則は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和5年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (解説)

近年、地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギー推進が国策として急進し、未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化している中、設置に関するトラブルや運用中の光害、更には寿命後の大量廃棄問題など様々な課題が浮き彫りになってきています。そのため、計画段階から事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去・処分等に関する協議を行えるよう条例を制定することで、地域環境の保全を図り、市民の安全と安心を確保することを目的としています。また、条例第1条は、目的規定であり、その条例が目指す理念や制定の背景、趣旨を表明するもので、他の具体的な規定の解釈指針となります。これは、条例全体の方向性を示すためのもので、個々の住民や事業者に直接的な法的義務を課すものではありません。

## 2 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するために施設する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号の電気工作物であつて同法律第38条第2項に規定する事業用電気工作物（これらの設備が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物に設置されるものを除き、系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）を含む。）をいう。

(2) 事業者 牛久市において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し、当該設備を設置しようとする者をいう。

(3) 事業区域 設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。

(4) 行政区等 牛久市区長設置規則（平成17年規則第41号）第1条に規定する行政区その他これに類する団体をいう。

(5) 地域住民等 次に掲げるものをいう。

ア 事業区域に隣接（道路向かい含む。）した牛久市内に存する土地又は建築物の所有者

イ 事業区域の境界から概ね300メートル以内の牛久市内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者

ウ 事業区域の境界から概ね300メートル以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の会長（同様の職務を担当するものを含む。同号エにおいて同じ。）

エ 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業の場合は、事業区域の境界から概ね1キロメートル以内の牛久市内の区域に居住する住民、当該区域で事業を営む者又は住民が所属する行政区等の会長

オ その他必要と認める者

(6) 着手 太陽光発電設備設置を目的とする樹木の伐採、造成工事を含む現場における工事（現地調査、測量を除く。）開始をいう。

(7) 紛争 太陽光発電設備の施設に伴って生じる、反射光、熱、騒音振動、雑草の繁茂、雨水対策、維持管理等に関する事業者等と地域住民等との間の紛争をいう。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(解説)

### (1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、電気事業法第2条第1項第18号で定義されている太陽光を電気に変換する電気工作物であり、同法第38条第2項に規定する事業用電気工作物及びその付帯設備も該当します。ただし、建築基準法第2条第1号で定義される建築物の屋根や屋上、壁面などに設置されるものは、この範囲に含みませんが、系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）は対象に含みます。

**【参考】**

**(電気事業法第2条第1項第18号)**

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十八 電気工作物 発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

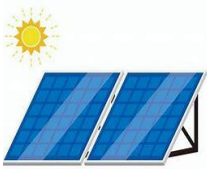


**(電気事業法第38条第2項)**

第三十八条 2 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

**(建築基準法第2条第1号)**

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨こ線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をい

対象		対象外
(例) ・野立て ・営農型 など独立してるもの 	系統用蓄電池 電力系統(送電網、配電網)に 直接接続する蓄電池をいう 	(例) ・住宅 ・カーポート などに設置されるもの 

**(2) 事業者**

太陽光発電設備の設置し、電気を得る事業を実施するものをいいます。事業者に該当するか否かについて、法人か個人かは問いません。設置事業者と発電事業者が異なる場合、連名で届出してください。

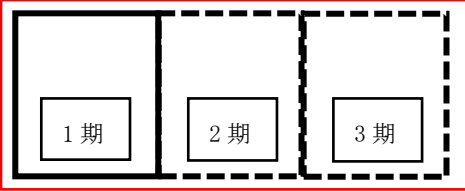
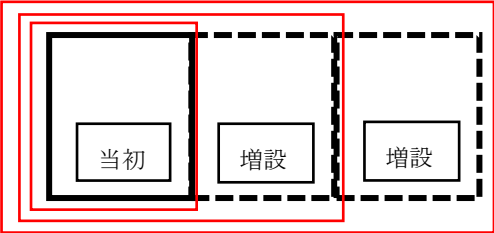
### (3) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電設備を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。道路から施設までの侵入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道路等）、敷地を安定させるために造成する部分（法面、擁壁、排水施設等を含む。）、太陽光発電設備設置に伴う同時期の森林伐採の区域、駐車場部分、資材置き場等も含まれます。また、継続的又は一体的に使用する場合は一つの事業区域として取り扱います。さらに、残存森林が林地開発許可の対象区域に含まれる場合等、他の法令に基づき区域内に指定されている土地がある場合は、それらも事業区域に含まれることとなります。

#### 【継続的とは】

太陽光発電設備を複数の工事に分けて段階的に設置していく場合、それら工事区域全体を一つの事業区域として取り扱います。したがって、その事業区域の面積が、条例で定める一定規模以上となれば、条例の対象となります。このように、複数の工事に分けて段階的に設備等を設置していく場合を「継続的」と呼びます。

#### ア 「継続的」の基本的な考え方

区分	考え方	イメージ
継続的	1 期目の太陽光発電設備の設置協議の際に、3 期目までの計画が明確であれば、1 期目から 3 期目までを一つの事業区域として協議	 <p style="text-align: center;">事業区域</p>
継続的でない	当初の設置協議の際は、増設工事は未定のため、当初の事業計画のみ申請。なお、増設の際には、その都度全体で一つの計画として協議	 <p style="text-align: center;">事業区域 (増設ごと)</p>

【一体的とは】

事業区域が道路や水路などで分断された区域であっても、一体的に利用するものについては、原則として一つの事業区域として取り扱います。さらにパワーコンディショナーなどの設備機器が事業区域間で共有される場合、それらを含めて一つの事業区域として扱います。なお、事業者が異なる場合は、下記のとおり取り扱います。

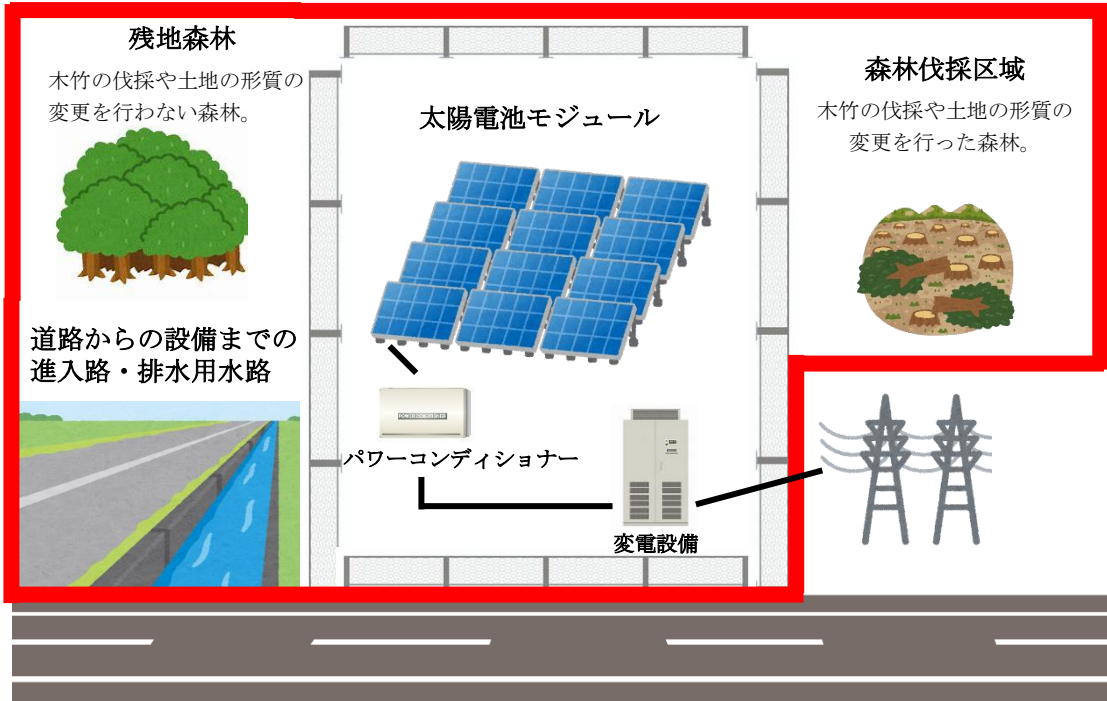
事業者	取扱い
同一	同一の事業者が事業を実施する場合は、「一体的」とみなします。
別	事業者が異なる場合は、原則として「一体的」とみなしませんが、設備の一部を共用して事業を実施する場合は、「一体的」としてみなします。

イ 「一体的」の基本的な考え方

区分	事業者	共用方法	イメージ	考え方
一体	同一 or 別	同一		それぞれの敷地が道路等で分断されていても、共用方法が一体であれば、一体的とみなします。
一体	同一	別		共用方法が別でも、事業者が同一で事業区域は接する場合は、一体とみなします。
一体	別	同一		事業者が別でも事業区域が隣接し、共用方法が一体であれば、一体とみなします。
一体でない	別	別		事業区域が接していても、事業者・共用方法とも別の場合は、一体的とはみなしません。

イメージ図で赤い実線で囲まれた部分が事業区域の範囲となります。

<イメージ図>



#### (4) 行政区等

牛久市区長設置規則に規定する行政区その他これに類する団体を指します。

【参考】牛久市区長設置規則

第一条 この規則は、市と市民との緊密なる連絡及び市政の円滑な運営を図るため、別表に定める行政区(以下「区」という。)に区長を置くことを目的とする。

○別表

行政区名(64区)
田宮区、本町区、東区、向台区、緑ヶ丘区、上町区、下町区、城中区、新地区、南部区、つつじが丘区、上柏田区、中柏田区、下柏田区、猪子区、一厚東区、一厚西区、大中区、東端穴区、ひたち野中央区、下根区、東下根区、岡見区、上太田区、女化区、神谷区、栄町区、久野区、桂区、報徳区、井ノ岡区、奥原区、島田区、中央区、大和田区、正直区、小坂区、向原区、小坂団地区、上池台区、みどり野区、かわはら台区、むつみ区、東岡見区、松ヶ丘区、第8岡見区、竹の台区、第2つつじが丘区、東みどり野区、刈谷区、柏田台区、神谷二区、栄西区、下根ヶ丘区、さくら台区、秋住団地区、エスカードビル区、ひたち野区、びゅうパークひたち野区、ひたち野東区、栄東区、牛久駅西ニュータウン区、ひたち野西区、ねむの木台区

## (5) 地域住民等

本条例において、太陽光発電設備の設置の際に、地域との調和を図るため、地域住民等への説明会を開催して事業計画を説明しなければなりません。

地域住民等への説明を実施しているかどうかを確認するために、計画書の提出とともに行政区等及び地域住民等に対する説明報告書を添付しなければなりません。(別途様式参照)

### ○説明の範囲

ア 事業区域に隣接(道路向かい含む。)している牛久市内の土地又は建築物の所有者が対象になります。

イ 事業区域の敷地境界線からの距離が概ね 300m以内に位置する、牛久市内の区域に居住している者及び事業を営んでいる者(店舗等)が対象になります。

事業区域の敷地境界線からの距離が概ね 300m以内に位置するとは、敷地が少しでも位置している場合には、対象に含まれる。

事業を営んでいる者とは、建物を使用して、事業を行っている者(店舗、事務所等)を指す。

ウ 事業区域の敷地境界線からの距離が概ね 300m以内に位置する、牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長が対象になります。

エ 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業の場合は、事業区域の境界から概ね1キロメートル以内の牛久市内の区域に居住する住民、当該区域で事業を営む者又は住民が所属する行政区等の会長が対象になります。

P. 23「第9条地域住民等への説明」も参照ください。

## (6) 着手

太陽光発電設備の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含みます。さらに、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。ただし、現地調査、測量、埋蔵文化財試掘調査等は除きます。

太陽光発電設備の設置に関して、設置の工事に「着手」と認める行為の例は以下のとおりです。

- ・造成工事(くい打ち、地盤改良等)
- ・根切り
- ・山留め
- ・木竹の伐採(太陽光発電設備の設置を目的としたものや日照確保のためのもの)
- ・重機や資材の搬入
- ・仮設電柱や仮囲いの設置

## (7) 紛争

太陽光発電設備の施設に伴って生じる、反射光、熱、騒音振動、雑草の繁茂、雨水対策、維持管理等に関する、事業者と地域住民とのトラブルや意見の対立を指します。

### 3 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この条例は、土地に設置する事業用の太陽光発電設備であって、発電出力（送電端出力）が10キロワット以上のものに適用する。

(解説)

本条例の対象となる太陽光発電設備は、出力が10kW以上の太陽光発電設備及びこれに付属する設備で構成されるものを指します。系統用蓄電池は対象に含みます。ただし、建築基準法第2条第1号で規定される建築物の屋根、屋上、壁面などに設置される太陽光発電設備については、対象外としています。

#### 4 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(解説)

地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与するため、市が必要な措置を適切かつ円滑に講ずることを規定しています。

## 5 事業者及び土地所有者の責務

(事業者及び土地所有者の責務)

第5条 事業者及び土地所有者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について遵守しなければならない。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第3条 条例第5条に規定する遵守事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、地絡し、又は短絡し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

ウ 太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

(解説)

(1) 災害時の措置に関する事項

条例制定の目的にあるように安全と安心の確保に基づくよう、災害等で破損した太陽光発電設備による感電等の問題が顕在化していることから、放置され第三者に被害をもたらすことがないように対応することを明記しています。また、対応策等についても事業者自身で早急に対応できるように定めておくこととしています。

ア 災害等の必要な措置

落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震などの自然災害は、いつ発生するか予測することが困難です。そのため、これらの事象が発生した際に備え、緊急対応マニュアルを作成するとともに、災害時における施設の復旧などに必要な費用（保険加入等）について、事業者自身が事前に計画しておくことが求められます。

(2) 廃止後の措置に関する事項

太陽光発電施設の一般的な耐用年数が約20年とされていることから、長期的な運用が考えられ、発電事業廃止後に放置されることを防ぐため、撤去費用を資産除去債務の確保や積み立てを実施することで、適正に措置を講じるよう事業者には責務を明記しています。

ア 廃棄物の抑制と処理

太陽光発電設備の使用終了時における適切な回収・処理・再資源化を促進し、廃棄物による環境への影響を抑えるとともに、資源の有効活用を図り不法投棄の防止といった目的を達成するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守してください。

#### イ 事業終了後の措置

太陽光発電設備を撤去する際には、地域の安全と景観を保つため、植物を植え、排水設備を設置したりするなどの対策を行い、土砂崩れや洪水といった災害を防ぎ、自然環境と調和した状態にしてください。

#### ウ 土地所有者の責務

土地所有者等は、設置事業者と連帯してその責務を負い、設置事業により、災害又は生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理してください。

## 6 事業者の責務

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について資産除去債務を計上し、その他撤去するための費用の確保及び計画をしなければならない。

2 事業者は、第8条に定める設置抑制区域において設置事業を実施しないよう努めなければならない。ただし、地域住民等の理解が得られる場合は、この限りではない。

3 事業者は、地域住民等に対し、当該太陽光発電設備の設置（増設を含む。）及び運用に関する理解を得られるよう、設置を計画している太陽光発電設備について説明を行わなければならない。

4 事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、行政区等及び地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

5 事業者は、事業を実施するに当たっては、太陽光発電設備及び事業区域を良好な状態に保持できるよう適正な維持管理に努めなければならない。

6 事業者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

### (解説)

#### (1) 災害時及び廃止後の措置に充てる費用の確保及び計画

災害時及び廃止後に早急に第3者への被害を防ぐため、事業者自身で費用の確保し、計画をしなければなりません。太陽光パネルだけでなくそれに付属する設備についても撤去するように努めて下さい。

### (確保方法)

#### ア資産除去債務にて確保

- ・「資産除去債務」とは、有形固定資産を取得するときに、除去（解体や撤去など）するときの費用を見積もって法人で計上しておく負債のことを言います。
- ・「有形固定資産」とは、大まかに形があって、目に見えるものになります。本条例で対象となるものは、一般的に太陽光パネル、パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス、土地、その他付属品(ケーブル、電線等)などを指します。

イ Fit 法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）に基づく外部積立、内部積立

ウ個人資産による確保（個人預金、銀行残高等）

### (費用)

資源エネルギー庁の廃棄等費用積立ガイドラインの解体等積立基準額、解体費の見積もりなどを参考に費用額を確保してください。

《参考》

認定年度	規模	廃棄費用想定額	解体等積立基準額
2025年度	地上・10-50KW以外	1.00万円/KW	0.62円/KWh
	地上・10-50KW	1.00万円/KW	0.60円/KWh
2026年度	地上・10-50KW以外	1.00万円/KW	0.62円/KWh
	地上・10-50KW	1.00万円/KW	0.60円/KWh

出典：資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」

## (2) 設置抑制区域における設置事業

(解説)

条例の目的として、災害の発生の防止、市民の安全・安心を確保することが含まれており、一定のエリアについて設置抑制区域をして指定しています。

事業者は、設置抑制区域においては、設置事業を自粛してください。

P. 20「第8条設置抑制区域」も参照ください。

## (3) 地域住民等への説明の責務

(解説)

本条例の目的である「地域住民等の生活との調和」の達成のため、設置の計画がある太陽光発電設備においては、説明をする義務があります。

P. 23「第9条地域住民等への説明会」も参照ください。

## (4) 関係法令の遵守と地域住民等との良好な関係保持

(解説)

事業者は、本条例や関連規則を遵守することはもちろん、太陽光発電設備に関係法令についても厳守する必要があります。事業者自身の責任において、関係法令を所管する行政機関に問い合わせを行うなど適切に対応してください。また、生活環境および自然環境の保護に十分配慮するとともに、地域住民などとの良好な関係を築き、調和を図る努力を行ってください。

P. 51「第10条配慮事項」も参照ください。

## (5) 適正な維持管理

(解説)

太陽光発電設備は、通常 20 年程度の運用が可能とされていますが、設置後に適正な維持管理が行われていない設備が確認されることがあります。本条例の目的を達成するため、事業者にはその責務として、設備を良好な状態で運用し続けるための適切な維持管理を実施することが求められます。また、その維持管理の実施状況については、本条例に基づく定期報告を通じて、市へ報告してください。

P. 67「第15条定期報告」も参照ください。

## (6) 紛争等の解決

(解説)

太陽光発電設備に関連して事故や苦情などが発生した場合、事業者には誠意をもって問題に取り組み、地域社会や関連する関係者への影響を最小限にとどめるよう努める責務があります。円滑な対応によって関係者の信頼を得ることは、良好な事業継続において不可欠です。

問題解決に際しては、説明会の開催などを通じて地域住民や関係者に透明性のある説明を行い、意見を適切に受け止める姿勢が重要です。また、状況に応じて専門家の助言を求め、許認可の権限をもつ行政機関と連携することで、迅速かつ適切な対応を図ることが期待されます。これにより、安全性の確保と地域との調和が促進され、発電事業の持続可能性も向上します。

## 7 土地所有者の責務

(土地所有者の責務)

第7条 土地の所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び地域住民等の生活環境を損なうおそれがある事業者に対し、当該土地を太陽光発電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

(解説)

土地所有者の責務として、災害の発生を助長し、自然環境や生活環境を悪化させる可能性のある事業を実施する事業者に対して、その土地の利用を認めないよう努めることを求めています。土地所有者には、地域の安全や環境保護を確保するために、事業者の適正性を慎重に確認し、対応する義務があります。また、土地所有者は事業終了後において、設備機器の適切な廃棄や事業区域の原状回復に関する責任も伴います。この責務は、地域社会の安全と環境の調和を守るために非常に重要な役割を果たしています。

## 8 設置抑制区域

### (設置抑制区域)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域の全部又は一部を太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域（以下「設置抑制区域」という。）に指定することができる。

- (1) 自然災害の発生が危惧される範囲に指定されている区域
- (2) 都市計画法に規定する市街化区域又は住宅団地に指定されている区域
- (3) 前号に規定する区域又は学校等の住環境を形成する地域の周辺に位置する区域
- (4) 豊かな自然環境が保たれ、かつ、魅力ある景観が形成されている区域
- (5) 自然環境の保全区域
- (6) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (7) その他市長が必要と認める区域

2 市長は、前項の設置抑制区域において設置事業が計画された場合は、事業者に対し、当該設置事業を自粛するように要請することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、設置抑制区域を変更することができる。

4 市長は、第1項の規定により設置抑制区域を指定したとき又は前項の規定により設置抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

### (設置抑制区域)

第4条 条例第8条第1項に規定する設置抑制区域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第8条第2項の規定による自粛の要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。

#### 別表第1（第4条関係）

区分	抑制区域	関係法令等
1	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
2	土砂災害特別警戒区域	
3	洪水浸水想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）
4	市街化区域（工業専用地域は除く。）	都市計画法（昭和43年法律第100号）
5	既設団地（市街化調整区域）	都市計画法 牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成22年条例第3号）
6	線引き前に道路の位置の指定を受けた区域（市街化調整区域）	都市計画法 牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例
7	(1)別表第1の4～6に掲げる区域から300メートル以内 (2)学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、保育所及び認定こども園を含む。）から300メートル以内	学校教育法（昭和22年法律第26号） 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

8	牛久市景観計画（重点地区）	景観法（平成16年法律第110号）
9	みどりの保全区	牛久しみどりと自然のまちづくり条例（平成3年条例第7号）
10	重要文化財（建造物） 県指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物等の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号） 茨城県文化財保護条例（昭和51年条例第50号） 牛久市文化財保護条例（令和5年条例第16号）

（解説）

本条例の目的を実現するためには、法的規制や採算性だけでなく、生活環境、景観、防災など、様々な観点に加え地域への影響を総合的に考慮することが求められます。そのため、特に影響が予想される区域については、設置抑制区域として指定しております。事業計画を策定する際には、事業区域内に設置抑制区域が含まれる場合、その区域では事業計画において、造成や森林伐採をしないよう努め、太陽光発電設備を除外してください。事業区域に設置抑制区域が含まれる場合、事業区域の再検討のため「自粛要請書」による通知を行います。

（1・2の区域）

区域内に太陽光発電設備を設置した場合、設置そのものが土砂災害を誘発させる可能性があります。また、土砂災害が発生した場合、下流域の住民に著しい危険を及ぼす可能性があることから設置抑制区域としております。

（3の区域）

台風や豪雨による河川の氾濫などで浸水被害が発生した場合、太陽光発電設備による感電事故が起きる可能性があることから設置抑制区域としております。

（4・5・6・7の区域）

太陽光発電設備から発生される被害として、熱、騒音振動、雨水の流出など周辺住民への影響が想定されることから設置抑制区域としております。

（8・9・10の区域）

豊かな自然環境が保たれ、かつ、魅力ある景観が形成されているため、もしくは、自然環境の保全区域等として指定されているためがあることから設置抑制区域としております。

（10の区域）

国登録有形文化財に登録されている等、歴史的又は強度的な特色が認められる区域であることから設置抑制区域としております。

○主な問い合わせ先

設置抑制区域名	問い合わせ先
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 <a href="tel:0297-65-1716">TEL:0297-65-1716</a> 公示図書 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/keikai-shitei/keikai-16.html">https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/keikai-shitei/keikai-16.html</a>
洪水浸水想定区域	牛久市役所 防災課 <a href="tel:029-873-2111">TEL:029-873-2111</a>
市街化区域（工業専用地域除く） 既設団地（第7次トーホーランド） （第8次トーホーランド） （第9次トーホーランド） （第10次トーホーランド） （第12次トーホーランド） （モデル1・2期トーホーランド） （東京信用団地） 線引き前に道路の位置の指定を受けた区域 （市街化調整区域）	牛久市役所 建築住宅課 <a href="tel:029-873-2111">TEL:029-873-2111</a>
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 大学、高等専門学校	
保育所、認定こども園	
重要文化財（建造物） 県指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物等の指定地 国登録有形文化財	牛久市役所 文化財・シャトー活用推進課 <a href="tel:029-874-3121">TEL:029-874-3121</a>

## 9 地域住民等への説明

(地域住民等説明会)

第9条 事業者は、地域住民等に対して、設置事業の内容、工事の施工方法、安全対策及び維持管理並びに発電事業を終了した後の対応その他周知すべき事項（以下「周知事項」という。）について十分な理解を得られるよう説明会を開催し、周知事項を説明しなければならない。

2 事業者は、当該設置事業の内容を記載した看板を敷地の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 地域住民等は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める説明会等の手続に協力するように努めなければならない。

4 第1項の規定は、第16条の規定による協議の内容の変更について準用する。

(地域住民等説明会)

第5条 条例第9条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の2週間前までに、説明会資料と太陽光発電設備設置における説明会開催案内（様式第1号の2）を地域住民等に対して、投函又は戸別訪問により書面を配布する方法で通知すること。

(2) 地域住民等からの質問及び意見（以下「質問等」という。）に対応できるよう十分な回数の説明会を開催した上で、地域住民等の理解が得られるよう努めること。

(3) 次に掲げる項目について説明をすること。

ア 設置事業計画の概要

イ 設置事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項

ウ 設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

エ 工事の概要

オ 事業者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項

カ 設置事業が周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容

キ 設置事業が良好な景観に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容

ク 設置事業が自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容

ケ 配慮事項

コ 設計の基準

サ 災害時対応計画及び災害時措置費用

シ 廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

ス その他市長が必要と認める事項

(4) 質問等に回答するための機会を確保すること及び地域住民等から寄せられる生活環境等への配慮に関する質問等に対して、可否に関わらず回答すること。

(5) 説明会の内容について録音を実施し、当該記録媒体を保管すること。

(6) 説明会の開催後に受け付ける質問等の提出先を定めて、2週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して、書面をもって質問等受付期間終了後から原則2週間以内に回答すること。

(7) 説明会の開催後2週間以内に、説明会に出席できなかった地域住民等から設置事業に係る説明を求められた場合は、説明会若しくは戸別訪問にて説明をすること。

(8) 設置事業において次のいずれかの許認可等が必要な場合は、許認可申請前と取得後にそれぞれ説明会を実施すること。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する開発行為の許可

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項に規定する許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文に規定する許可

ウ 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分

エ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項及び第42条第1項に規定する許可

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項に規定する許可

(9) 説明会の開催後、設置事業について変更が生じた際は、都度説明会を開催し、地域住民等へ周知すること。ただし、変更しようとする内容が次のいずれかに該当する場合は、戸別訪問による周知に代えることができる。

ア 事業区域の縮小

イ 太陽光発電設備の出力の縮小

2 条例第9条第2項に規定する看板は、太陽光発電設備設置事業の告知（様式第1号の3）とし、事業者は、当該看板を説明会開催後かつ条例第12条の規定による協議を行う前から設置事業が完了する日までの間事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

(解説)

事業者は、設置事業を実施する前に地域住民等に対して、説明会を開催し、説明を行うことが義務付けられています。

事業者は、地域住民等が十分な理解を得られるよう努め、資料を用いて説明会を実施してください。

## (1) 説明会開催前の手続き

(解説)

説明会開催前の手続きとして、「説明会開催案内通知の配布」と「説明会開催日時および場所の選定」を行う必要があります。以下を参考にして、適切な開催前の手続きを実施してください。

### ア 説明会開催案内について

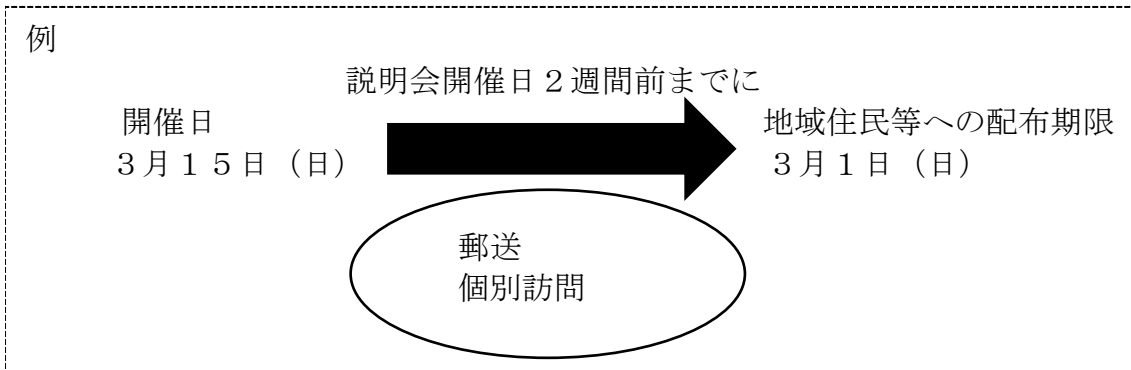
説明会の開催予定日から2週間前までに、区長を含む対象地域の住民の皆様へ「説明資料」と「説明会開催案内」を配布してください。配布方法は郵便による投函もしくは個別訪問を用い、全ての対象者に確実に配布完了させる必要があります。

なお、郵便で配布を行う場合、住宅地図に記載されている氏名が実際の居住者と異なっている場合や、所有者変更が未登記の場合など、通知が正確に届かず郵送物が返却される可能性があります。

ます。そのため、説明会を実施する前に十分な準備期間を確保してください。

また、配布を行った日時記録は、市から提出を求められる場合に備えて必ず残しておいてください。

さらに、事業者が説明会の開催日時や開催場所を変更する場合は、再度「開催案内」を配布し、変更後の説明会日時までに少なくとも2週間の間隔を設けるようにしてください。



## イ 説明会開催場所・日時

説明会開催場所は、地域住民等が集まりやすく移動負担が少ない場所を選定してください。開催日時は、土日などの地域住民等が参集しやすい日時を選定してください。

開催場所	公民館等の地域住民等が参集しやすい場所
日時	休日や土日などの地域住民等が参集しやすい日時
開催回数	地域住民等の人数及び開催場所の規模を考慮して設定

## ウ 説明会の回数

説明会は、地域住民等からの質問及び意見に対応できるよう十分な回数を開催してください。その際、「軽微な変更」に該当しない変更事項が発生した場合や、説明すべき項目に漏れがあることが判明した場合には、追加で説明会を開催する必要があります。また、地域住民などから説明会を再度開催してほしいとの要望があった場合には、その要望に応じるよう努めてください。

なお、「森林法」、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく許認可が必要な場合には、許可申請前と許可取得後のタイミングで説明会を実施する必要があります。

## エ 説明会出席者名簿の作成

説明会来場者に説明会出席者名簿に記載してもらうよう案内ください。

説明会出席者名簿の参考例は下記のとおりです。

記載例

説明会出席者名簿

住所	氏名	備考
牛久市中央 3-15-1	牛久太郎	
牛久市中央 3-15-1	牛久次郎	

※本名簿は、説明会の運営及び適切な目的にのみ使用し、私的利用を禁止するとともに、個人情報  
の取り扱いに十分配慮いたします。

## オ 説明会議事録の作成

説明会の議事録を作成し、実施協議の際に市に提出する必要があります。議事録には、「要約版」と「逐語録版」の両方を記載し、説明会の開始から終了までの内容をすべて記録してください。説明会議事録の参考例は以下をご参照ください。

(議事録作成例)

No	要約版	逐語録版
1	<p>※説明会冒頭部分から、議事録に記載。</p> <p>説明会を開始する。</p>	<p>事：それでは定刻になりましたので、説明会を開始させていただきます。</p>
2	<p>※以下、事業者による説明内容。</p> <p>事業名は、〇〇。 事業区域所在地は、〇〇。 面積は、〇〇。 出力は、〇〇。 固定価格買取制度には、〇〇。 工事着手予定日は、〇〇。 工事完了予定日は、〇〇。 運用開始予定日は、〇〇。</p>	<p>事：事業計画の概要から説明いたします。 事業名は、〇となります。 事業区域所在地は、〇となります。 面積は、〇㎡となります。 出力は、〇Kw となります。 固定価格買取制度は、〇。 工事着手予定日は、〇です 工事完了予定日は、〇です。 運用開始予定日は、〇です。 事業計画の概要は、以上となります。</p>
3	<p>※以下、事業者と説明会参加住民との質疑応答状況。</p> <p>質問者：工事車両が住宅地を通行する際の時速や徐行などの配慮を求める。 事業者：住宅地を通行する際は、時速約〇キロとなる。 歩行者がいる場合は、徐行を徹底する。</p>	<p>質問者：工事車両は、住宅地を通行する際、時速何キロで通行する予定なのか。 歩行者がいるのであれば徐行する等の配慮をしてほしい。 事業者：住宅地は、基本的に通行しない予定です。 もし、住宅地を通行する際は、時速約〇キロです通行します。歩行者がいれば、徐行を徹底します。</p>

## (2) 説明会での説明事項及び質疑応答について

(解説)

説明会では、下記ア～シの項目を説明してください。

### 説明項目目次

- ア 設置事業計画の概要…P28
- イ 設置事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項…P28
- ウ 設置する場所についての所有権その他の使用の権限の取得に関する事項…P29
- エ 工事概要…P30～P31
- オ 事業者の関係者に関する事項…P32～P33
- カ 設置事業者が周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響及びその予防措置…P34～P35  
(防災・安全への配慮事項)
- キ 設置事業者が良好な景観に対して及ぼし得る影響及びその予防措置…P36  
(住宅隣接地等に設置する場合の配慮事項)
- ク 設置事業者が周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響及びその予防措置…P37～P38  
(生活環境への配慮事項・発電設備設置後の維持管理)
- ケ 設計基準…P39
- コ 災害時対応計画及び災害時措置費用…P40
- サ 廃棄物の撤去その他の処理に関する事項…P40～P41
- シ その他市長が必要と認める事項…P41

## ア 設置事業計画の概要

設置事業計画の概要として、下記事項を説明資料に記載し説明してください。

- (ア) 事業名
- (イ) 事業区域所在地及び面積
- (ウ) 設置抑制区域該当の有無
- (エ) 出力
- (オ) 電源種
- (カ) 設置形態
- (キ) 災害時の活用可能性
- (ク) 固定価格買取制度の有無
- (ケ) 工事着手予定日
- (コ) 工事完了予定日
- (サ) 運用開始予定日

## イ 設置事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項

- (ア) 「事業区域における関係法令等確認書（様式第1号の5）」の「3 事業区域に関する関係法令該当の有無」に定める法令について、手続きの進捗状況及び許認可等の取得状況を説明してください。手続きが完了していない場合又は許認可等が取得できていない場合は、手続き又は許認可取得に向けた具体的なスケジュールを説明してください。

(説明資料記載例：関係法令)

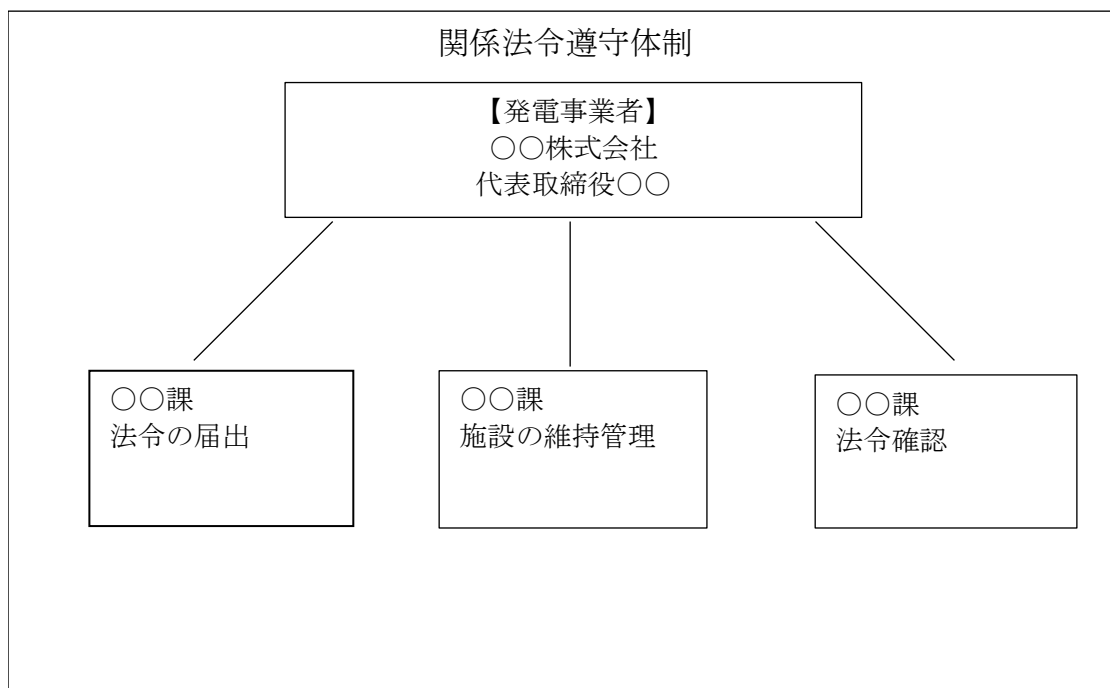
	法令	該当の有無	許認可所得状況	所得予定
1	林地開発許可	該当	令和〇年〇月〇日許可	
2	宅地造成及び特定盛土等規制法許可	該当		令和〇年〇月頃許可見込み
3	砂防法の許可	非該当		

・  
・  
・

2 1	首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域内における行為届出	非該当		
2 2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設工事に係る届出	非該当		

(イ) 太陽光発電施設を運営する際に必要な法律や規則を守るため、体制を説明してください。  
 例えば、事業者が法律を確実に遵守するために、社内のチームや担当者を整備して適切に管理する仕組みが挙げられます。

(説明資料記載例：関係法令遵守体制)



#### ウ 設置する場所についての所有権その他の使用の権限の取得に関する事項

土地権原取得状況として、「設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無」と「説明会開催時点で取得できていない場合は、その取得状況」について説明してください。

なお、土地所有者等のプライバシー保護等の観点を踏まえ、土地に係る登記や、使用権原に係る契約書そのものを示す必要はありません。また、所得の見込みは、土地所有者等のプライバシーへ配慮しながら、可能な範囲において具体的に説明してください。

(説明資料記載例)

事業用地番	契約形態	賃貸人	賃借人	土地権限	所得状況
牛久市○○	賃貸借契約	○○株式会社	○○株式会社	賃借権	契約締結済
牛久市○○	賃貸借契約	個人地権者	○○株式会社	賃借権	交渉中
牛久市○○				所有権	所得済

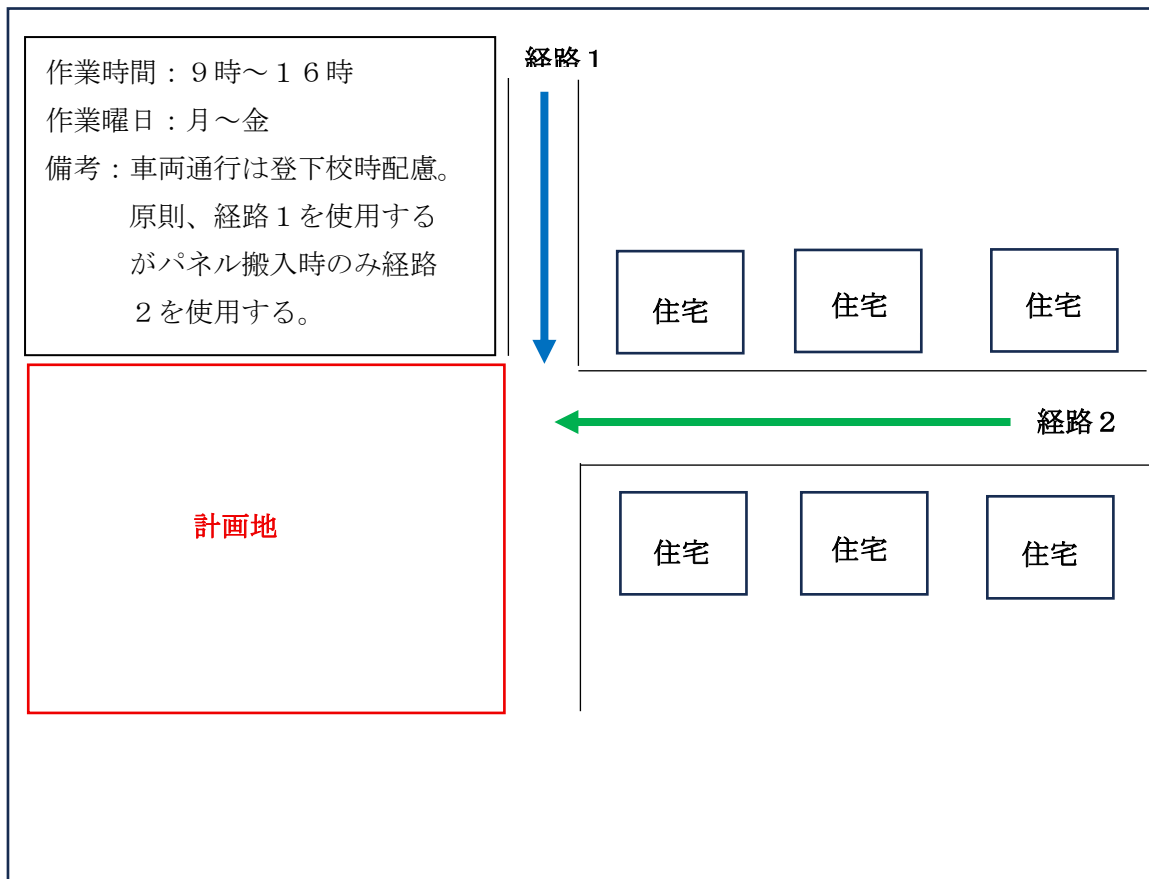
## エ 工事概要

(ア) 工事作業時間・曜日、工事車両経路を説明してください。

説明資料の記載例については、下記のとおりです。

(説明資料記載例：工事作業時間、工事経路)

※工事経路については、住宅地図や航空写真を使用して説明ください。



(イ) 土木工事や建設工事については、それぞれ具体的な工事内容を説明し、その内容を工程表に記載してください。工事用車両に関しては、経路ごとに搬出入物、通行日数、1日あたりの台数などを明確に説明してください。交通規制を実施する場合は、規制箇所について図面を使用し、詳しく説明してください。

(説明資料記載例：工程表)

月数		1	2	3	4	5	6	7
土木工事	準備工事	→						
	伐採工事		→	→				
	防災施設工事		→	→				
	土工事				→			
建設工事	杭打ち・架台組立工事					→		
	パネル設置工事						→	
	フェンス設置工事					→		
	連係工事							→
工事用車両出入数	経路 1	造成工事 車両搬入 1日3台 (3日)				造成工事 車両搬入 1日3台 (3日)	架台搬入 1日6台 (6日)	PCS・QB 搬入 1日4台 (6日)
	経路 2		伐採樹木搬出 1日9台 (10日)				パネル搬入 1日6台 (6日)	
交通規制	規制場所 1	→						
	規制場所 2	→						→

## オ 事業者の関係者に関する事項

説明資料には、以下の内容を記載した上で、出資者が以下の（ア）～（エ）のいずれに該当するかを明示してください。・事業者が法人の場合、その代表者及び役員の氏名・概要

- ・ 予定している保守点検責任者
- ・ 事業者が法人の場合、その主な出資者

主な出資者とは以下の者をいいます。

### （ア） 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）

持分会社とは、合同会社や合資会社などのことで、社員が資金を出して会社を運営しています。この場合、社員が主な出資者です。

### （イ） 認定事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位 5 位までの者（認定事業者が株式会社の場合）

株式を持っている人（株主）のうち、議決権を持つ上位 5 名が主な出資者です。

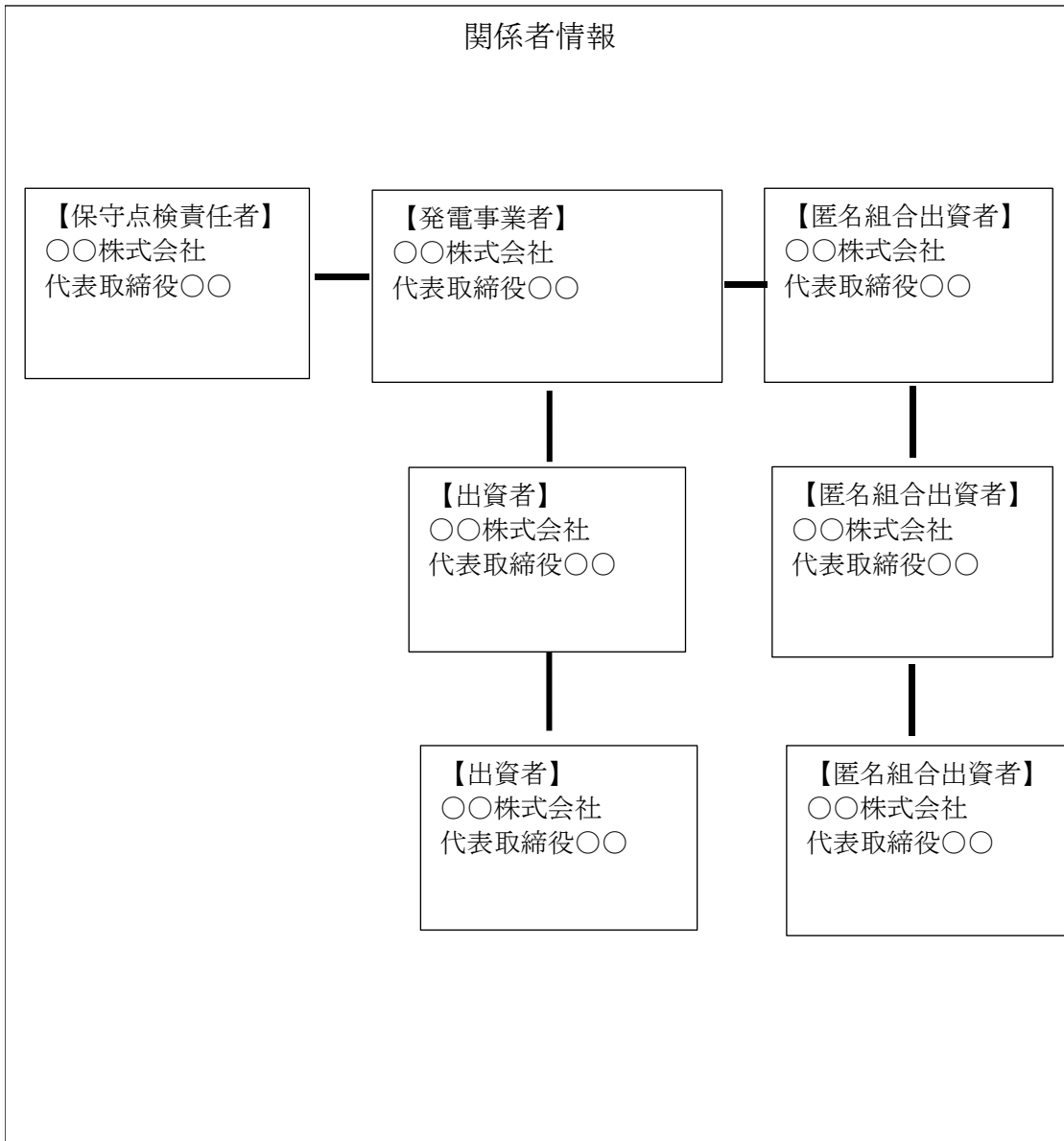
### （ウ） 認定事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、上位 5 位までの出資持分を保有する者

匿名組合とは、出資者が事業運営には関与せず、利益を分け合うためにお金を出す仕組みのことです。この場合、全ての匿名組合出資者の中で、出資額が多い上位 5 名が主な出資者になります。

### （エ） 上記（ア）～（ウ）の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう）

上記（ア）～（ウ）で説明した「主な出資者」の中で、その人や組織が持つ親会社も主な出資者に該当します。

(説明資料記載例：関係者情報)



カ 設置事業者が周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響及びその予防措置  
(防災・安全への配慮事項)

太陽光発電設備の設置に伴い、防災・安全への配慮の必要があります。防災・安全面の影響及び予防措置として、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（令和5年5月25日関係省庁申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。）における整理に準拠する形で説明してください。防災・安全への配慮例と説明例は下記のとおりです。

(防災・安全への配慮例と説明例)

項目	概要	説明例
斜面への設置	<p>・太陽光発電設備を斜面に設置する場合は、その旨を説明する。また、傾斜度 30 度以上から土砂の流出や崩壊等の発生頻度が高くなる傾向があることを踏まえ、設置場所の勾配及び当該勾配を踏まえ事業への影響及び予防措置について説明する。</p>	<p>・傾斜度 30 度以上から土砂の流出や崩壊等の発生頻度が高くなる傾向があることを踏まえ、その勾配は 30 度未満とした。</p> <p>・土砂の流出や崩壊等の災害のリスクを考慮した上で、法面保護工等の防災施設の設置をした。</p>
盛土・切土	<p>・盛土・切土（敷均しを含む。以下同じ。）を伴う土地開発を行う場合は、その旨を説明する。また、特に大規模な土砂流出又は崩壊その他の災害の要因となり得るため、盛土・切土による事業への影響及び予防措置について説明する。</p>	<p>・盛土高が 5m を超える場合は、原則として、高さ 5m 程度ごとに小段を設置する等崩壊防止の措置を講じることとする。</p> <p>・盛土及び切土の法面の勾配は、地形、地質、土質及び気象に加え、盛土高、盛土材料、切土高及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものとするを前提とし、原則として 30 度以下になるよう適切に設定するものとする。</p>
地盤強度	<p>・設置場所の傾斜や地盤強度、切土・盛土の予定などを踏まえ、設置場所の地盤強度や、事業への影響及び予防措置について説明する。</p>	<p>・盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、排水施設の設置等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置き換えその他の措置を講じるものとする。</p>

排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水や地下水などの状況を踏まえ、太陽光発電事業を実施するに当たって実施する排水対策について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水が敷地外に流出しないように、浸透施設を設置した。</li> <li>・事業区域外に雨水が流出しない土地勾配とした。</li> <li>・調査の結果、地下水位が確認されたことから、暗渠排水溝を設置して対応した。</li> </ul>
法面保護・斜面崩落防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所の現地の諸条件や周辺環境、施工後の維持管理等を考慮し、実施する法面保護・斜面崩落防止策について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面保護としては、斜面の雨水を分散させる柵工や筋工、降雨や凍上等から法面を保護する植生マット等の伏工等の措置を適切に講じることとする。</li> </ul>
防災施設の先行設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ防災施設と他の開発行為の施工順序を整理の上、主要な防災施設を先行して設置するまでの間は、他の開発行為の施工を制限することを説明する。施設配置の計画上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、施工地全体の安全性を確保できるよう本設と同程度の機能を持つ仮設の防災施設を適切な箇所に設置することなどについて説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事時の雨水流出対策として、素掘り側溝を設けた。</li> <li>・造成工事時の侵入防止対策や工事時の粉じん対策のため、仮囲いを設置した。</li> </ul>
設備設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜地及び地盤の形状、台風や地震などの災害による影響、風圧荷重、積雪荷重、地盤の支持力、必要な根入れ深さ（土かぶり）等を考慮した上で、基礎設計の概要について説明する。</li> </ul>	<p>地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインを参考とし、構造計算を実施しの上、必要な根入れ深さを確保した。</p>

キ 設置事業者が良好な景観に対して及ぼし得る影響及びその予防措置  
(住宅隣接地等に設置する場合の配慮事項)

太陽光発電設備の設置に伴い、住宅隣接地等に設置する場合は景観等への配慮の必要があります。良好な景観に対する配慮例と説明例は下記のとおりです。

(良好な景観への配慮例と説明例)

項目	概要	説明例
景観への影響を 予防する措置	影響を排除又は軽減するため、 講ずる予定の適切な予防措置に ついて説明する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺景観との調和に配慮して、 アレイの高さを抑えた。</li><li>・事業区域が住宅地に近接しているため、敷地境界から距離をとってアレイを配置し、できる限り見えないようにするため、植栽を施した。また、周辺部の森林は残した。</li></ul> 太陽光パネルや付帯設備等の色彩は、周辺への景観に調和した色彩とした。

ク 設置事業者が周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響及びその予防措置  
 (生活環境への配慮事項・発電設備設置後の維持管理)

太陽光発電設備の設置に伴い、生活環境への配慮の必要があり、また、発電設備設置後の適切な維持管理も必要となります。生活環境・維持管理への配慮例・説明例は下記のとおりです。

(生活環境・維持管理への配慮例と説明例)

項目	概要	説明例
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の稼働時に加えて、工事用資材等の搬出入や建設用機械の稼働の際に発生する騒音・振動（dB）を説明する。</li> <li>・設備の稼働時については、全ての設備が定格出力で稼働している状態に関して説明する。</li> <li>・工事用資材の搬出入については、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集まるルートに関し、工事用資材の搬出入に伴う騒音・振動を説明する。</li> <li>・時間帯・曜日ごとなどに発生する騒音・振動を説明することとし、例示（電車内の音、通常の会話の音など）なども用いて分かりやすく説明する。</li> <li>・特に、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）等の関係法令等を参考とし、関係法令等で定められた基準への適合などを説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通の会話の音量は約 60dB です。工事用資材等の搬出入時に発生する騒音は約 70dB、建設用機械の稼働時には約 85dB となります。工事工程上、4 月から 5 月の 10 時から 11 時までが最も騒音が発生する見込みです。</li> <li>また、太陽光発電施設の稼働開始後には、キュービクルから約 50dB の騒音が発生する見込みとなります。騒音対策として、防音壁の設置、工事スケジュールの調整、搬出入ルートの変更などの方法で対応いたします。</li> <li>・工事車両のルートは、住宅地からのルートは使用しない予定である。</li> </ul>
水の汚れ濁り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の汚れについては、一般排水、河水の取水、貯水池の存在等による設備稼働時の影響について説明する。</li> <li>・水の濁りについては、造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに加え、地形の改変や施設・貯水池の存在等による稼働時の水の濁りについて説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事や造成作業中に地面が掘削されることによって、一時的に泥や砂が川や池などの水に流れ込む可能性があることから、素掘り側溝等の防災施設を設置し対策をします。</li> </ul>

<p>反射光</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽の高度・方位、発電施設の高さ・傾斜角・設置方位等を考慮し、太陽光の反射による影響範囲について、時間ごとの到達範囲・影響範囲の継続時間数を説明する。</li> <li>・夏至、春分・秋分、冬至の3ケースを基本とするなど、季節影響を考慮して説明する。</li> <li>・特に住宅、学校、病院、高速道路、国道、空港など、反射光の影響が大きくなる施設等が存在する場合には、当該施設等への反射光の影響を重点的に説明する。</li> <li>・分かりやすい説明となるよう、図を用いて説明する。</li> <li>・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年環境省）の記載事項を参考とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置前に反射光の発生状況を予測するためのシミュレーションを行い、事前に影響の範囲を把握して設置位置や角度を調整します。</li> <li>・太陽光パネルガラス表面に低反射コーティングが施されているものを設置いたします。</li> <li>・太陽光パネルの設置角度や向きを適切に調整して、反射光が周辺住宅や施設に直接届かないよう設計します。</li> </ul> <p>太陽光パネルの周囲に樹木を植え、自然環境に配慮しながら光を遮ります。</p>
<p>雑草の繁茂</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内に雑草が繁茂し、それが放置されると、景観を阻害するだけでなく、害虫の発生などにより周辺地域の住民の迷惑となる。この点を踏まえ、雑草が繁茂しないよう、除草措置の方法や頻度について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な草刈りを実施します。特に、夏季は雑草が繁茂しやすいため、草刈りの頻度をあげて対応します。</li> <li>・除草剤を使用する場合、近隣説明を実施する。</li> </ul>
<p>施工後の管理の継続性</p>	<p>供用期間にわたって、発電設備や防災施設等の設置目的、機能、性能が維持されるよう、設置箇所の自然条件、設計条件、構造特性等を勘案した上で、維持管理計画及び実施体制の概要について説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーラーパネルの汚れやごみが発電効率に悪影響を与えるため、パネル表面を適切に清掃します。破損やひび割れがないかも確認します。</li> <li>・ケーブルの腐食、断線、接続部分の緩みや異常がないかを確認します。</li> <li>・ソーラーパネルを支える架台部分が錆びていないか、ボルトが緩んでいないかなどをチェックします。</li> </ul>
<p>事業終了後の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整地等の事後措置を行うことを基本として、事業終了後の土地の取扱いに関し、発電事業終了後の設備撤去や土地の原状回復について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了の場合、設備一切を撤去し土地を現状回復します。</li> </ul>

## ケ 設計基準

土地利用計画図を用いて、設計基準に適合していることを地域住民等が理解できるよう説明する必要があります。

設計基準の説明例は下記のとおりです。

### (設計基準説明例)

#### ○緩衝帯

- ・事業区域の面積が5000㎡のため、隣地境界線と道路境界線との間に3mの緩衝帯を設けた。
- ・隣接地に住宅が所在し、更に、国道が隣接していることから、高さ2mの植栽を区域外周に設けた。

#### ○雨水排水

- ・事業区域の雨量計算を行い、雨水を処理するための浸透施設設置することで雨水流出対策を実施した。
- ・事業区域外に雨水が流出しないように土地勾配を事業区域に設けるような造成計画とした。

#### ○柵堀等の設置

- ・強度が高い金属素材で、耐久性に優れた素材のフェンスとした。
- ・第三者が容易に取り除くことができないよう、コンクリート基礎に固定されているものとした。

#### ○太陽光発電設備

- ・反射光の影響を低減するため防眩性パネルを使用する計画である。
- ・太陽光発電設備は、周辺の環境に配慮した色とした。
- ・パワーコンディショナーから生じる騒音対策として、住宅側に設置することを避けた。
- ・キュービクルの騒音対策として、防音壁を設置した。

#### ○自然環境の保全

- ・伐採範囲については、パネル設置場所、進入路等最小限とし、更に事業区域外周については、森林を残した。

## コ 災害時対応計画及び災害時措置費用

異常又は災害（火災、落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等）が発生した場合は速やかに対応ができるようにあらかじめ緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成し内容を説明してください。

また、災害対応に必要な費用（施設復旧等）の確保方法を説明ください。

## サ 廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

廃棄物の撤去その他の処理に関する事項として、下記事項を説明資料に記載し説明してください。

- (ア) 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額
- (イ) 廃棄費用の算定方法
- (ウ) 廃棄費用の積立開始時期及び終了時期
- (エ) 廃棄費用の毎月の積立単価
- (オ) 太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報
- (カ) 設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）及び残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令への遵守体制等

(説明資料記載例：廃棄費用に関する事項)

廃棄費用積立金の算定方法	廃棄費用積立ガイドラインより、1キロワットあたり○円にて算定
設備の廃棄に係る廃棄費用の総額	撤去費用約○円
廃棄費用積立金の積立時期及び終了時期	積立開始：事業開始月より積立開始 積立終了：事業開始日から○年後
廃棄費用積立金の毎月の積立額	毎月○円積立
廃棄費用積立金の徴収方法	積立
廃棄費用積立金の管理	自社管理

(説明資料記載例：廃棄費用に関する事項)

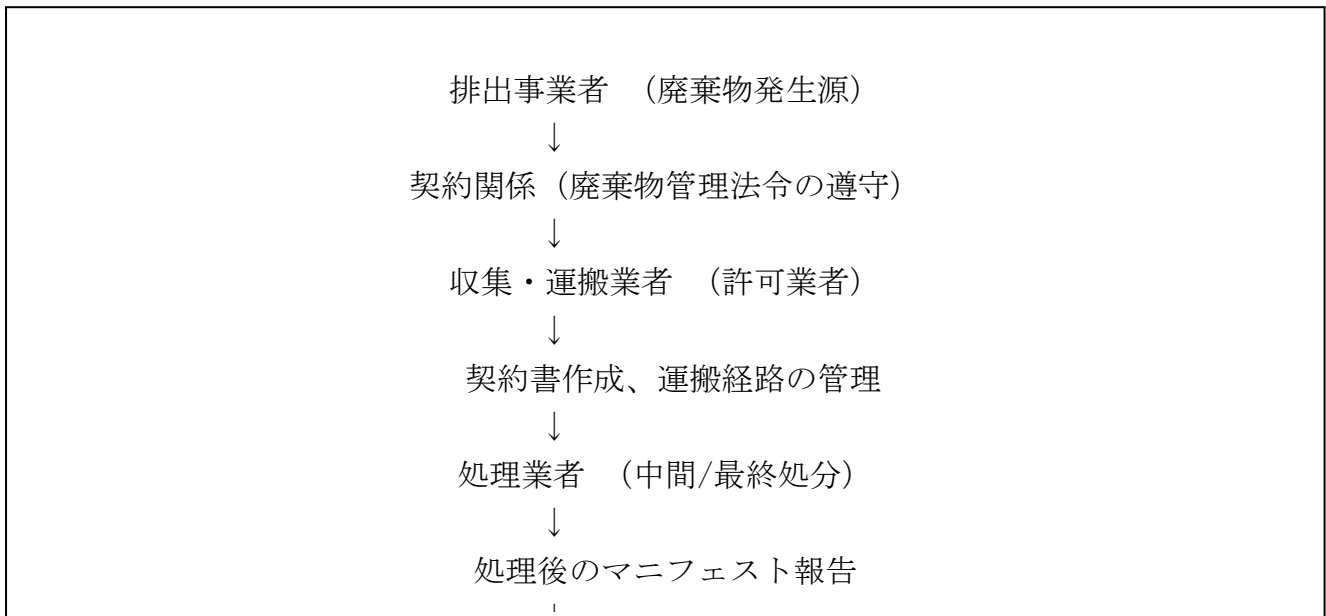
種類	単体重量	数量	総重量	使用材料
太陽光パネル	○ k g	○枚	○K g	○○
架台	一式		○K g	○○
杭	○ k g	○本	○K g	○○
パワーコンディショナー	○ k g	○台	○K g	○○
排出見込量	① 設置時の排出量見込み 産業廃棄物：汚泥○、コンクリートがら○ 全切土量：○m <sup>2</sup> 、全盛土量：○m <sup>2</sup> 、残土量：○m <sup>2</sup> ② 解体工事の排出量見込み 産業廃棄物：汚泥○、コンクリートがら○ 全切土量：○m <sup>2</sup> 、全盛土量：○m <sup>2</sup> 、残土量：○m <sup>2</sup>			
合計			○Kg	

パネルメーカー：○○○

パネル製造期間：○○○

対象物質	含有率	基準値
鉛	○	基準値以下
カドミウム	○	基準値以下
ヒ素	○	基準値以下
セレン	○	基準値以下

(説明資料記載例：関係法令への遵守体制等)



シ その他市長が必要と認める事項

市が状況によって必要と認める事項を説明してください。

### (3) 質疑応答時間の確保

説明会の時間に、地域住民等からの質疑時間を確保してください。

また、地域住民等からの質問には、必ず回答する必要がありますが、もし回答できないものがあれば、後日書面をもって回答してください。

### (4) 説明会の録音

説明会内容は、録音してください。

市が、録音記録の提出を求めた場合、提出できるようにしてください。

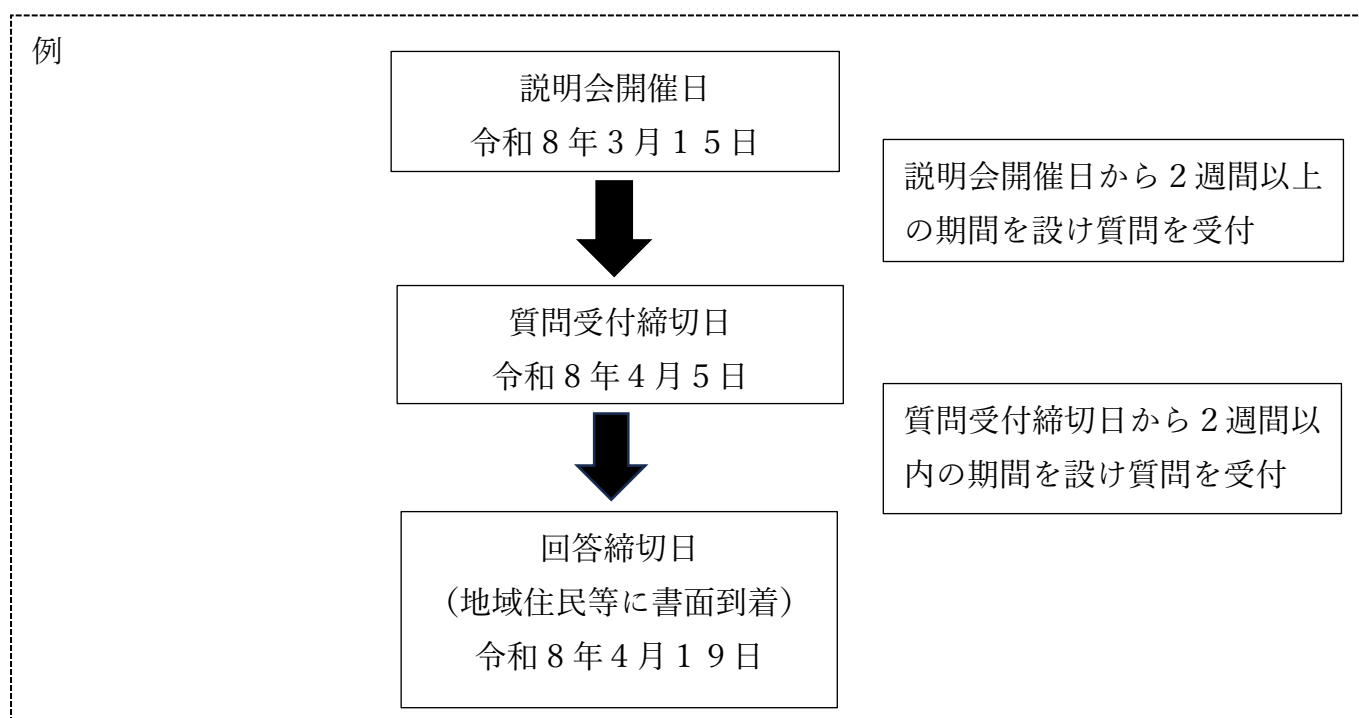
### (5) 説明会終了後の手続きについて

(解説)

説明会終了後は、地域住民等からの質問に回答することや、説明会に参加できなかった地域住民等への説明手続きがあるため、適切に対応してください。

## ア 説明会開催後の質疑応答

説明会の終了後、質問などを提出する際の受付窓口をあらかじめ定め、受付期間を2週間以上設けてください。その間に寄せられた質問については、受付期間が終了してから原則として2週間以内に書面で回答してください。回答については、回答の理由や背景についても言及するなど、具体的に回答してください。



## イ 説明会欠席者への対応

説明会に参加できなかった地域住民等から、設置計画の内容について説明を求められた時は、説明会又は戸別訪問で説明を行ってください。

## (6) 設置事業変更の手続き

設置事業に変更が生じた際は、都度説明会を開催する必要があります。

ただし、変更しようとする内容が下記に該当する場合は、地域住民等に周知でかまいません。

- ・ 事業区域の縮小
- ・ 太陽光発電設備の出力の縮小
- ・ 軽微な変更

## (7) その他の手続きについて

### ア 事業計画を周知するための看板の設置

本条第 2 項の規定に基づき、事業者は指定された様式に従った内容を記載した看板を、事業区域内の見やすい場所に設置しなければなりません。条例第 12 条に基づく実施協議の提出前までに行う必要があります。

### イ 地域住民等の協力

地域住民等は本条例の目的を達成する上で、設置事業に基づく説明に対して協力しなければなりません。

## 9の2 事前協議

### (事前協議)

第9条の2 事業者は、前条第1項の規定による説明会を開催しようとするときは、あらかじめ設置事業に関する計画、説明会の開催計画及び周知事項について、市長と協議をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対して必要な助言を行うことができる。

### (事前協議)

第5条の2 条例第9条の2第1項の規定による協議は、説明会の開催周知を実施する60日前までに事前協議書(様式第1号の4)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業区域における関係法令等確認書(様式第1号の5)
- (2) 説明項目及び説明事項チェックリスト(様式第1号の6)
- (3) 別表第1の2に掲げる図書

2 市長は、前項の協議を終了する際は、事前協議終了通知書(様式第1号の7)により当該事業者に通知するものとする。

### 表第1の2(第4条の2関係)

図書の種類	備考
委任状(委任する場合)	事業者の押印したもの
位置図及び案内図	事業区域の位置が分かるもの
現況測量図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 現況高低差がわかるもの
土地利用計画図 (パネル配置図)	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 別表第3に規定する設計の基準等に準じていることが分かるもの (3) 一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置表示すること (4) その他必要な事項
土地造成計画平面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項
土地造成計画縦横断面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項

事業区域の公図の写し (不動産登記法平成16年法律第123号) 第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面)	事業区域、隣接地の地番及び所有者の氏名の記載があるもの
土地明細表	事業区域の土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々記入し、一覧表とすること
事業区域の土地登記事項証明書の写し	登記情報提供サービスにより取得したものも可とする
隣接地の土地登記事項証明書の写し	登記情報提供サービスにより取得したものも可とする
隣接地の建物登記事項証明書の写し	登記された建築物がある場合
事業者を確認するための書類	個人の場合は、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）。法人の場合は、法人登記事項証明書、決算短信等
事業区域の求積図	
地域住民等の説明範囲を示す図面	地図上に範囲を赤枠で図示すること
説明範囲内の地域住民等リスト	(1) 番号 (2) 氏名等 (3) 住所 (4) 種別（土地所有者、建物所有者、住民、事業者、区長等）
地域住民等への説明資料	地域住民等への説明に使用するもの
現況写真	カラー写真

## (解説)

事業者は、説明会の開催通知を実施する60日前までに事前協議書を提出して、市と事前協議をおこないます。書類不備等の確認期間として、提出から協議終了通知の判断までの標準処理期間を60日と設定しています。

事前協議では、事業区域が抑制区域に該当していないかを確認し、あわせて事業計画が設計基準などの条件を満たしているかを確認します。また、説明会の周知方法や対象範囲、さらに説明会で使用する資料の内容についても確認を行います。

## (1) 提出部数

2部(正本・副本)

※副本は、最後返却いたします。

## (2) 添付書類の留意事項

### ア 事前協議書(様式第1号の4)

事業概要、設計の基準、廃止後に係る計画について記載してください。

記載方法については、手引きP85～P87ページを参照ください。

### イ 事業区域における関係法令等確認書(様式第1号の5)

抑制区域の該当の有無や事業計画にかかわる法令等について各担当窓口にお問い合わせをして記載してください。

記載方法及び問い合わせ先については、手引きP88～P93ページを参照ください。

### ウ 説明項目及び説明事項チェックリスト(様式第1号の6)

説明資料について、チェックリストの記載内容がすべて網羅されているかを確認してください。そのうえで、必要項目にチェックを入れ、説明内容が説明資料のどのページに図示されているかを記載してください。

説明資料の記載内容については、手引きP94～P98ページを参照ください。

### エ 別表第1の2に掲げる図書

#### (ア) 委任状

・委任する場合は、事業者の押印があるものを添付してください。

#### (イ) 位置図及び案内図

・事業区域を赤枠線で囲む等事業区域がわかるように図示してください。

・工事車両ルートを図示してください。

#### (ウ) 現況測量図

・縮尺1000分の1以上で作成してください。

・現況レベルを記載してください。

(エ) 土地利用計画図（パネル配置図）

- ・縮尺1000分の1以上で作成してください。
- ・条例第7条（別表第3）に規定の設計基準に準じていることが分かるように記載してください。
  - a 事業区域の面積に応じた隣地境界線及び道路境界線との間の緩衝帯の幅の図示
  - b 隣接地に住宅等の建築物がある場合、緩衝帯内の樹木（1.8m以上）等の位置を図示
  - c 雨水流出対策の図示（浸透施設や小堤、素掘側溝の位置）
  - d 事業区域外周のフェンスの設置位置、高さ（1.2m以上）、種類の図示
  - e パワーコンディショナーやキュービクルの位置を図示
  - f 既存樹木を伐採する場合の残地森林の位置を図示
- ・一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置の表示
- ・事業者看板の設置箇所
- ・その他必要な事項（別添図面作成例を参照ください）  
太陽光発電設備のカタログ等  
（太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、キュービクル等）

(オ) 土地造成計画平面図

- ・縮尺1000分の1以上で作成してください。
- ・切土箇所と盛土箇所が分かるように記載してください。  
（盛土部分は赤色着色、切土部分は青色着色等）
- ・高低差等が分かるように現況レベルと計画レベルを記載してください。
- ・30cm以上切土箇所又は盛土箇所を図示し当該部分の面積を記載してください。
- ・その他必要な事項

(カ) 土地造成計画縦横断面図

- ・縮尺1000分の1以上で作成してください。
- ・切土箇所と盛土箇所が分かるように記載してください。（盛土：赤色、切土：青色等）
- ・高低差等が分かるように現況レベルと計画レベルを記載してください。
- ・30cm以上切土箇所又は盛土箇所を図示し当該部分の面積を記載してください。
- ・その他必要な事項

(キ) 事業区域の公図の写し

- ・事業区域及び隣接地の地番並びに所有者の氏名を記載してください。
- ・発行から3カ月以内のものを添付してください。
- ・事業区域を赤枠線で囲む等事業区域がわかるように図示してください。

(ク) 土地明細表

- ・事業区域の地番・地目・所有者の一覧を添付してください。

(ケ) 事業区域の土地登記事項証明書の写し

- ・発行から3カ月以内の事業区域の土地の登記簿謄本の添付してください（写しでも可）。

(コ) 隣接地の土地登記事項証明書の写し

- ・発行から3カ月以内の隣接地の土地の登記簿謄本の添付してください（写しでも可）。

(サ) 隣接地の建物登記事項証明書の写し

- ・発行から3カ月以内の隣接地の建物の登記簿謄本の添付してください（写しでも可）。

(シ) 事業者を確認するための書類

- ・個人の場合  
→住民票、免許証などを添付してください。
- ・法人の場合  
→法人登記事項証明書などを添付してください。

(ス) 事業区域の求積図

- ・事業区域の面積がわかる測量図又は、求積図を添付してください。

(セ) 地域住民等の説明範囲を示す図面

- ・事業区域から300m範囲を地図上に赤枠で図示してください。
- ・説明範囲内の建築物には、地域住民等リストに記載した番号と一致するように番号を記載してください。

(ソ) 説明範囲内の地域住民等リスト

- ・「地域住民等の説明範囲を示す図面」に図示した番号、氏名、住所、種別（土地所有者、建物所有者、住民、事業者、区長）を一覧にして添付してください。

(タ) 地域住民等への説明資料

- ・説明資料の記載内容については、手引きP27～P43ページを参照に作成ください。

(チ) 現況写真

- ・事業区域の現況がわかるよう複数個所から撮影した写真を添付してください。

## 10 配慮事項

(配慮事項)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため、設置工事及び太陽光発電の運用において特に配慮が必要な事項を配慮事項として定め、事業者に対し、適切な対応を求めることができる。

(配慮事項)

第6条 条例第10条に規定する配慮事項は、別表第2に掲げる事項とする。

別表第2 (第6条関係)

配慮を要する項目	配慮すべき事項
生活環境への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅地に近接する又は公道に接する場合において、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮すること。</li> <li>(2) 工事を行う場合は、大型車両及び関係車両の通行並びに重機等の使用に伴う振動、騒音、粉塵等による被害を周辺に及ぼさないよう必要な措置を講じること。</li> </ol>
防災・安全への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛土又は切土が生じ、土砂災害が懸念される区域は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等による法面等の保護措置を講じ、土砂の流出を防止する対策を講じること。</li> <li>(2) 雨水排水は、降雨量等から想定される雨水が有効に処理できる対策を講じること。</li> <li>(3) 湧き水がある場合は、地下配水管を設置するなど適切な措置を講じること。</li> <li>(4) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水などによって、崖地の崩落防止対策を講じること。</li> <li>(5) 地盤について、必要に応じて地盤改良の実施など適切な措置を講じること。</li> <li>(6) 事業区域内の敷材は、地域住民等に配慮した適切な敷材を使用すること。</li> <li>(7) 太陽光発電施設の設置に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準等を遵守するとともに、日本産業規格に適合するものであること。</li> </ol>
住宅隣接地等に設置する場合の配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅隣接地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。</li> </ol>
発電設備設置後の維持管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者は、太陽光発電施設及びに敷地について、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。</li> <li>(2) 除草剤や農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないように万全の対策を講じること。</li> </ol>

(解説)

太陽光発電設備の設置に伴い、生活環境、景観、防災等への様々な影響が想定されます。森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されます。このため、事業者は、設置工事及び運用においては、以下の事項について特に配慮する必要があります。

## (1) 生活環境への配慮

- ・住宅や道路に接する部分においては、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮した設置に努めてください。
- ・工事中などは、車両等の使用に伴う振動、騒音、粉塵等の被害が発生しやすいため、配慮した施工方法に努めてください。

### <圧迫感への配慮例>

- ・太陽光パネルをできる限り地面に近い高さ（低位置）で設置することで、目線の高さを避ける。

### <騒音への配慮例>

- ・パワーコンディショナ等の設置場所を調整する。

### <熱への配慮例>

- ・パワーコンディショナー稼働中の熱対策として冷却ファンを搭載しているものを設置する。

### <反射への配慮例>

- ・設置前に反射光の発生状況を予測するためのシミュレーションを行い、事前に影響の範囲を把握して設置位置や角度を調整
- ・太陽光パネルの周囲に樹木を植え、自然環境に配慮しながら光を遮る。

### <車両及び工事への配慮例>

- ・同時に多数の建設機械が稼働したり工事用車両が走行したりしないよう、できる限り工事計画を調整する。
- ・強風時の作業を控え、騒音を抑えた工法を採用するなど、作業時期や時間帯、工法について配慮する。
- ・工事用車両の走行は、周辺への影響が比較的小さいルートや時間帯とするとともに、適切な速度で走行するよう徹底する。
- ・造成工事に伴う粉じん等を抑制するため、事業区域内や工事用道路に散水を行うなどの配慮をする。
- ・工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生を抑制するとともに、泥で周辺道路等を汚すことのないよう配慮する。
- ・事業区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じん等や騒音の低減をする。
- ・使用する建設機械は、低騒音・低振動型のものを採用する。

## (2) 防災・安全への配慮

太陽光発電事業の運用は一般的に長期的になることから災害を誘発し、助長する行為を防止できるように配慮してください。

### <盛土又は切土>

- ・盛土高が5 mを超える場合は、原則として、高さ5 m程度ごとに小段を設置する等崩壊防止の措置を講じることとする。
- ・切土高が10 mを超える場合は、原則として、高さ5 mないし10 mごとに小段を設置する等崩壊防止の措置を講じることとする。
- ・盛土及び切土の法面の勾配は、原則として30度以下になるよう適切に設定するものとする。
- ・盛土は、1層の締固め後の仕上がり厚さを概ね30 cm以下として土を盛り、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講じるものとする。

### <雨水排水>

- ・雨水が敷地外に流出しないように、浸透施設を設置した。
- ・事業区域外に雨水が流出しない土地勾配とした。

### <湧き水>

- ・地下水位が確認されたことから、暗渠排水溝を設置して対応した。

### <崖地崩落防止>

- ・法面保護としては、斜面の雨水を分散させる柵工や筋工、降雨や凍上等から法面を保護する植生マット等の伏工等の措置を適切に講じることとする。

### <地盤>

- ・設置場所の地形面ごとに地盤調査を行い、問題がある場合は基礎補強や地盤改良を行う。

### <事業区域内の敷材>

- ・雨水流出に配慮し排水性砕石や砂利とした。
- ・自然環境を保護するため芝とした。

### (3) 住宅隣接地等に設置する場合の配慮

住宅の隣接地では、直接的な被害を受けやすいため、十分に説明した上で必要な措置を講じるよう努めてください。

#### <景観への配慮例>

- ・周辺景観との調和に配慮して、アレイの高さを抑え、更に、アレイを配置した。
- ・事業区域が住宅地に近接しているため、敷地境界から距離をとってアレイを配置し、できる限り見えないようにするため、植栽を施した。  
また、周辺部の森林は残した。
- ・太陽光パネルや付帯設備等の色彩は、周辺への景観に調和した色彩とした。

### (4) 発電設部設置後の維持管理

事業者は、施工中だけでなく事業開始後も太陽光発電設備の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電設備及びその周辺を確認し、適正に対処するよう努めてください。

#### <維持管理>

- ・維持管理計画の作成
  - ① 太陽光パネルや配線、パワーコンディショナーなどの設備点検を定期的実施し、異常の早期発見・対応を行う。
  - ② 発電効率を維持するために、敷地内の除草管理やパネル表面の汚れ・ゴミを清掃する。
  - ③ 防災や防犯対策を含む安全管理や環境保全にも配慮し、施設が周辺地域に悪影響を与えない状態を維持する。
  - ④ 設備に故障や異常が発生した場合は迅速に修理を行い、安定した発電を確保する。
- ・異常又は災害（火災、落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等）が発生した場合は速やかに対応ができるようにあらかじめ緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成する。
- ・除草剤などを散布する場合、事前に、散布の日時等について、市町村、地元関係者への周知を図る。

## 1 1 設計の基準

### (設計の基準)

第11条 事業者は、設置事業に係る工事の設計に当たっては、緩衝帯の設置、雨水流出対策、柵塀等の設置、太陽光発電設備の仕様及び色彩並びに自然環境の保全について、規則に定める設計の基準に適合するようにならなければならない。

### (設計の基準)

第7条 条例第11条に規定する基準は、別表第3のとおりとする。

#### 別表第3 (第7条関係)

区分	設計の基準																
緩衝帯	<p>(1) 隣地境界及び道路境界との間に緩衝帯を設けること。緩衝帯の幅は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3000m<sup>2</sup>未満</td> <td>2m</td> </tr> <tr> <td>3000m<sup>2</sup>以上10000m<sup>2</sup>未満</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>10000m<sup>2</sup>以上15000m<sup>2</sup>未満</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>15000m<sup>2</sup>以上50000m<sup>2</sup>未満</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>50000m<sup>2</sup>以上150000m<sup>2</sup>未満</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>150000m<sup>2</sup>以上250000m<sup>2</sup>未満</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>250000m<sup>2</sup>以上</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 隣接地に住宅等の建築物がある場合、緩衝帯に景観上の配慮として樹木等を設けること。</p>	事業区域の面積	緩衝帯の幅	3000m <sup>2</sup> 未満	2m	3000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満	3m	10000m <sup>2</sup> 以上15000m <sup>2</sup> 未満	4m	15000m <sup>2</sup> 以上50000m <sup>2</sup> 未満	5m	50000m <sup>2</sup> 以上150000m <sup>2</sup> 未満	10m	150000m <sup>2</sup> 以上250000m <sup>2</sup> 未満	15m	250000m <sup>2</sup> 以上	20m
事業区域の面積	緩衝帯の幅																
3000m <sup>2</sup> 未満	2m																
3000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満	3m																
10000m <sup>2</sup> 以上15000m <sup>2</sup> 未満	4m																
15000m <sup>2</sup> 以上50000m <sup>2</sup> 未満	5m																
50000m <sup>2</sup> 以上150000m <sup>2</sup> 未満	10m																
150000m <sup>2</sup> 以上250000m <sup>2</sup> 未満	15m																
250000m <sup>2</sup> 以上	20m																
雨水流出対策	雨水、排水又は湧水について隣接地又は道路へ流出を防ぐ対策をすること（設置工事中も含む。）。																
柵塀等の設置	<p>(1) 発電施設内に事業関係者以外が安易に立ち入ることがないようにフェンス等を設置すること。</p> <p>(2) フェンス等の使用材料は、簡易なものではなくて第三者が容易に取り除くことのできないものとする。</p> <p>(3) フェンス等の高さは、1.2メートル以上のものとする。</p>																
太陽光発電設備	<p>(1) 太陽光電池モジュールを構成する太陽光電池セルは、黒等の低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。</p> <p>(2) 太陽光電池モジュールのフレーム及び太陽光電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。</p>																

太陽光発電設備	(3) 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩とすること。 (4) 住宅地に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。
自然環境の保全	事業区域内の既存樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限とすること。住宅等の建築物がある場合、隣接する部分の既存樹木の保全に努めること。

配慮事項とは別に、太陽光発電の長期的な運用に合わせ、必要とされる条件について、設計の基準として義務化しています。

### (1) 事業区域の規模に応じた緩衝帯の設計

- ・規則第7条関係の別表第3の事業区域に応じて、太陽光パネル等の電気工作物から事業区域の隣地境界及び道路境界まで一定の距離を緩衝帯として確保しなければなりません。緩衝帯には建築物や工作物等を設置することが認められていないため、フェンスは、原則、緩衝帯の外側に設置してください。また、建築基準法42条2項道路の場合、道路後退線から緩衝帯を設置してください。
- ・事業区域内に設けた緩衝帯の幅を事業区域外周に設けた範囲や反射光等の影響がある範囲に住宅、病院、福祉施設、高速道路、国道等が含まれる場合、事業区域全体に、高さ1.8m～2mの植栽や目隠し効果のあるフェンス（ルーバーフェンス）を設置し、大人の目線で太陽光パネルが隠れるようにします。

#### <用語の解説>

- ① 隣接地とは  
事業区域内に設けた緩衝帯の幅を事業区域外周に設けた場合の範囲です。例えば、事業区域内に2mの緩衝帯を設けた場合、事業区域外周から2mが、隣接地となります。
- ② 住宅等とは  
住宅、病院、福祉施設、高速道路、国道等を含みます。
- ③ 植栽等  
植栽や目隠し効果があるフェンス（ルーバーフェンス）等です。
- ④ 樹木等の高さ  
平均的な大人が立った時の目線から、太陽光パネルが隠れる程度の高さである、1.8m～2mです。
- ⑤ 植栽等設置範囲  
事業区域全体とします。
- ⑥ 緩衝帯に設置してはいけないもの  
緩衝帯内に建築物その他工作物等を建築し設置することはできません。

## (2) 雨水流出対策

ア 雨水、排水又は湧水については隣接地又は道路へ流出を防ぐ対策が必要となります。また、設置工事中も同様に対策が必要です。

対策の具体例として、浸透施設設置、小堤・素掘り側溝等があり、雨水の貯留量を算定したうえで、設置してください。

浸透能力等の設計書類は一律には求めません。ただし、流出対策に疑義がある場合は、根拠資料を求める場合があります。

イ 原則、事業区域内に土地勾配を付し事業区域外に雨水が流出しないよう対策してください。

## (3) 柵塀等の設置

ア フェンスの設置場所は、緩衝帯の外側としてください。

イ 柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易的なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにしてください。

ウ 高さは1.2m以上のものとしてください。

## (4) 太陽光発電設備

ア 太陽光パネルの色等は、黒などの落ち着いた色（低明度・低彩度）を選び、目立ちにくいものとしてください。また、反射を抑えた低反射性や、防眩性の高いタイプを使用してください。メーカーの仕様書やカタログなどで仕様を確認できるよう、資料の提出をお願いします。

イ パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス等の附属設備の色彩は、黒やダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩としてください。

ウ 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音、振動、電磁波等に関して、住宅地に近接して設備を設置しないよう設置場所を調整することや、防音壁の設置等を実施してください。

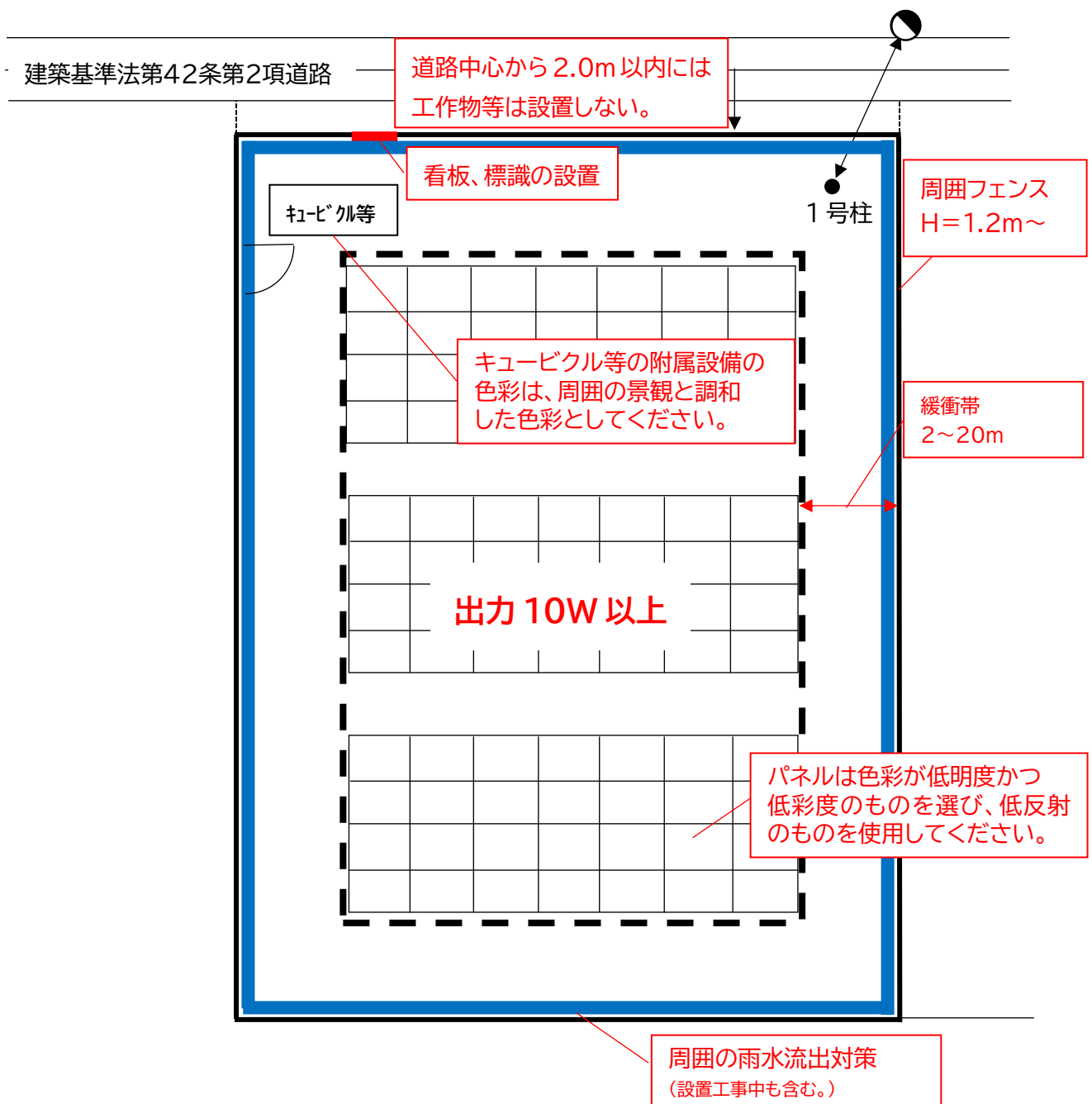
## (5) 自然環境の保全

ア 森林伐採を伴う場合、隣接地に住宅等が所在する場合、事業区域内外周に、森林を等間隔区に残してください。隣接地が現況、森林であったとしても、今後、森林が伐採され開発される可能性もありますので、森林として残してください。

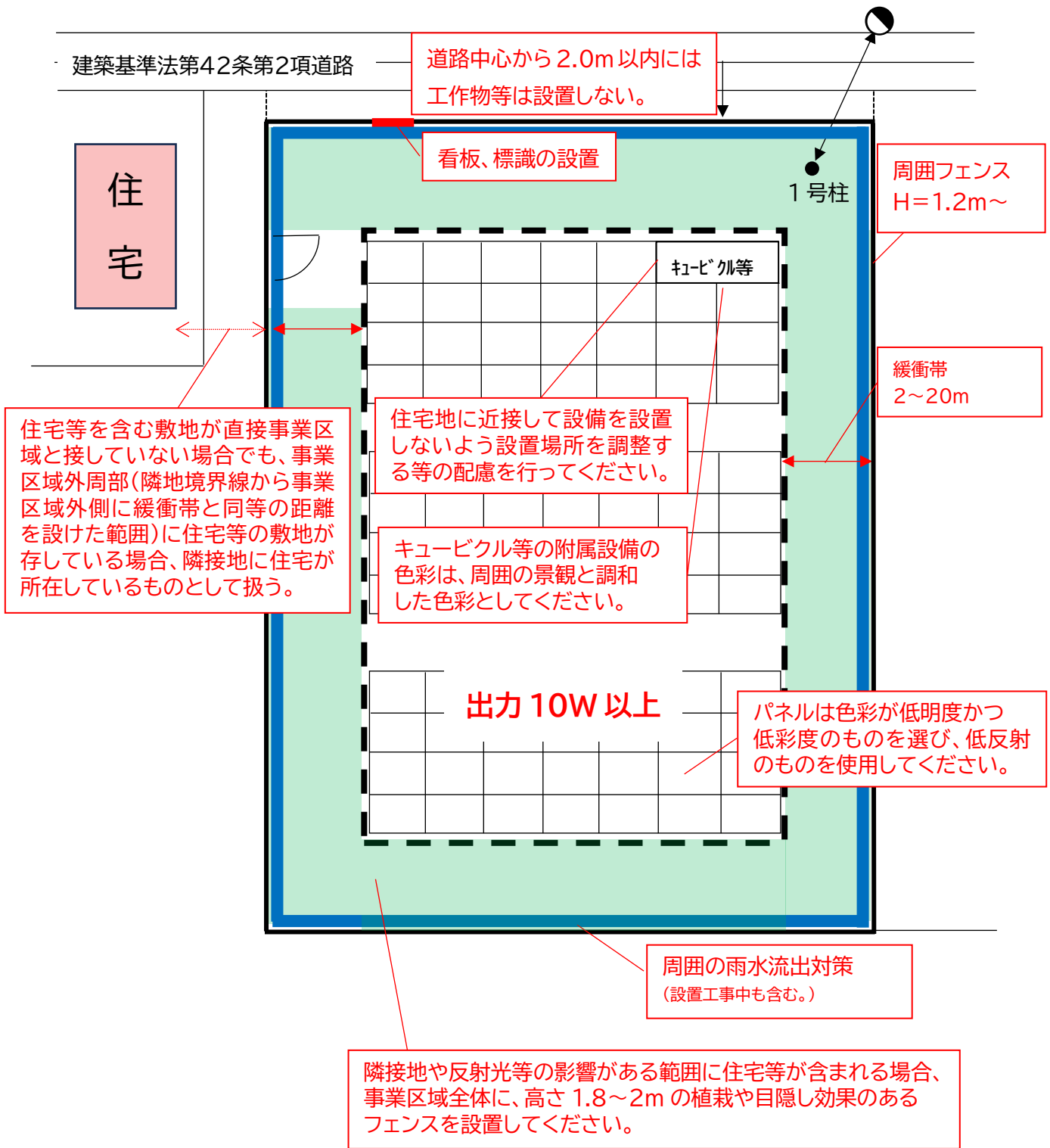
イ 森林の幅については、緩衝帯の幅と同等程度となるようにしてください。

【参考図】

隣接地に住宅等がない場合



隣接地に住宅等がある場合



## 1 2 協議等

### (実施協議)

第12条 事業者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、第9条第1項の規定による説明会を開催した後に、市長と協議をしなければならない。

### (計画書の提出)

第8条 条例第12条の規定による協議は、当該太陽光発電設備を設置しようとする日の30日前までに太陽光発電設備設置等計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 行政区等に対する説明報告書(様式第3号)
- (2) 説明会実施報告書(様式第4号)
- (3) 別表第4に掲げる図書
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### 別表第4

図書の種類	備考
委任状(委任する場合)	事業者の押印したもの
位置図及び案内図	事業区域の位置が分かるもの
土地利用計画図 (パネル配置図)	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 別表第3に規定する設計の基準等に準じていることが分かるもの (3) 一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置表示すること (4) その他必要な事項 ※事前協議時から変更した場合は前後の図面を添付すること。
土地造成計画平面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項 ※事前協議時から変更した場合は前後の図面を添付すること。
土地造成計画縦横断面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項 ※事前協議時から変更した場合は前後の図面を添付すること。
地域住民等の説明範囲を示す図面	地図上に範囲を赤枠で図示すること
地域住民等への説明会資料	説明会で使用したもの
説明会会議録	
質疑応答記録	
説明会出席者名簿	

図書の種類	備考
説明会開催状況写真	
再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書	経済産業省からの通知
電力会社との接続契約が分かる書類	
事前協議終了通知書の写し	
関係法令の許可書の写し	
告知看板の写真	カラー写真

### (解説)

事業者は、住民説明終了後、工事着手の30日前までに実施協議書を市に提出し、市との協議を行います。協議書を提出する際には、市が地域住民から寄せられた意見や要望への回答が完了しているかを確認する期間を設けます。確認の結果、問題がなければ、書類を受け付けます。また、実施協議を受付してから協議終了通知を出すまでの標準処理期間は、書類不備の確認などを含めて、30日間を目安として設定しています。

## (1) 提出部数

2部(正本・副本)

※副本は、最後返却いたします。

## (2) 添付書類の留意事項

### ア 太陽光発電設備設置等計画書(様式第2号)

事業概要、事前協議後の変更箇所について記載してください。

記載方法については、手引きP99～P100ページを参照ください。

### イ 行政区等に対する説明報告書(様式第3号)

行政区長への説明結果を記載してください。

行政区長の意見があった場合は、説明会終了後の意見を含めて記載し、必ず回答してください。

記載方法については、手引きP101ページを参照ください。

### ウ 説明会実施報告書(様式第4号)

地域住民等への説明結果を記載してください。

地域住民等の意見は、説明会時のものだけでなく、説明会終了後の質問受付窓口に寄せられた意見や戸別訪問時に出た意見を含めて記載し、必ず回答してください。

記載方法については、手引きP102～P103ページを参照ください。

## エ 別表第4に掲げる資料

### (ア) 委任状

- ・委任する場合は、事業者の押印があるものを添付してください。

### (イ) 位置図及び案内図

- ・事業区域を赤枠線で囲む等事業区域がわかるように図示してください。
- ・工事車両ルートを図示してください。

### (ウ) 土地利用計画図（パネル配置図）

- ・縮尺1000分の1以上で作成してください。
- ・条例第7条（別表第3）に規定の設計基準に準じていることが分かるように記載してください。
  - a 事業区域の面積に応じた隣地境界線及び道路境界線との間の緩衝帯の幅の図示
  - b 隣接地に住宅等の建築物がある場合、緩衝帯内の樹木等の位置を図示
  - c 雨水流出対策の図示（浸透施設や小堤、素掘側溝の位置）
  - d 事業区域外周のフェンスの設置位置、高さ（1.2m以上）、種類の図示
  - e パワーコンディショナーやキュービクルの位置を図示
  - f 既存樹木を伐採する場合の残地森林の位置を図示
- ・一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置の表示
- ・事業者看板の設置箇所
- ・その他必要な事項（別添図面作成例を参照ください）

※事前協議時から変更した場合は、「変更前」と「変更後」の図面を添付してください。  
また、変更箇所が分かるよう、赤字で変更箇所を図示してください。

### (エ) 土地造成計画平面図

- ・縮尺1000分の1以上で作成してください。
- ・切土箇所と盛土箇所が分かるように記載してください。（盛土：赤色、切土：青色等）
- ・高低差等が分かるように現況レベルと計画レベルを記載してください。
- ・30cm以上切土箇所又は盛土箇所を図示し当該部分の面積を記載してください。
- ・その他必要な事項

※事前協議時から変更した場合は、「変更前」と「変更後」の図面を添付してください。  
また、変更箇所が分かるよう、赤字で変更箇所を図示してください。

### (オ) 土地造成計画縦横断面図

- ・縮尺1000分の1以上で作成してください。
- ・切土箇所と盛土箇所が分かるように記載してください。（盛土：赤色、切土：青色等）
- ・高低差等が分かるように現況レベルと計画レベルを記載してください。
- ・30cm以上切土箇所又は盛土箇所を図示し当該部分の面積を記載してください。
- ・その他必要な事項

※事前協議時から変更した場合は、「変更前」と「変更後」の図面を添付してください。  
また、変更箇所が分かるよう、赤字で変更箇所を図示してください。

(キ) 地域住民等の説明範囲を示す図面

- ・事前協議に提出したものと同等なものを添付してください。  
(副本に協議済の朱印があるもの)

(ク) 地域住民等への説明会資料

- ・説明会に使用した資料を添付してください。

(ケ) 説明会会議録

- ・議事録には、「要約版」と「逐語録版」の両方を記載し、説明会の開始から終了までの内容をすべて記録してください。  
記載方法については、手引き P26 ページを参照ください。

(コ) 質疑応答記録

- ・地域住民等から寄せられた意見・要望の内容とそれに対する対応及び地域住民等への回答を記録した文書の添付。

(サ) 説明会出席者名簿

- ・説明会に参加した者の氏名及び住所を一覧にした文書を添付してください。  
記載方法については、手引き P26 ページを参照ください。

(シ) 説明会開催状況写真

- ・説明会の実施状況がわかるカラー写真を添付してください。(撮影日を記載)

(ス) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書 (Fit 法の場合のみ)

- ・経済産業省からの認定された通知書を添付してください。

(セ) 電力会社との接続契約がわかる書類

- ・電力会社との接続契約がわかる書類を添付してください。

(ソ) 事前協議終了通知書の写し

- ・事前協議終了通知書の写しを添付してください。

(タ) 関係法令の許可書の写し

- ・実施協議までに取得した関係法令の許可書の写しの添付してください。

(チ) 告知看板の写真

- ・様式第1号の規定する現地看板を設置した旨がわかるようにカラー写真を添付してください。

オ その他市長が必要と認める書類

※審査の中で必要と判断される資料については別途求めます。

### 1 3 協議終了の通知

(協議終了の通知)

第13条 市長は、前条の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定による通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設置事業に着手するものとする。

(協議終了の通知)

第9条 条例第13条第1項に規定する通知は、実施協議終了通知書(様式第5号)によるものとする。

(解説)

添付書類の補正が完了し、支障がなければ市は実施協議終了通知書の交付及び副本の返却を事業者又は委任者に行います。

事業者は協議終了通知の受領後、工事着手が可能になります。

## 14 工事の完了

(工事の完了)

第14条 事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた設置事業の工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第10条 条例第14条の規定による届出は、速やかに工事完了届出書(様式第6号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パネル配置図
- (2) 設置写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(解説)

工事完了後から維持管理に関する事項が開始されることから、その事実を確認することを目的として、市は土地利用計画図(パネル配置図)、設置写真の提出を求めています。

### (1) 提出部数

1部

### (2) 添付書類の留意事項

ア 工事完了届出書(様式第6号)

イ 土地利用計画図(パネル配置図)

- ・実施協議時に提出したものと同等なもの(副本に協議済の朱印があるもの)。
- ・軽微な変更がある場合は、変更後の図面を添付してください。

ウ 設置写真

- ・設置した太陽光発電設備の全景
- ・設計基準(雨水流出対策、フェンスの設置等)に適合していることがわかるもの。
- ・事業者情報の看板(様式第11号)

エ その他市長が必要と認める書類

- ・市との協議等で必要と判断され、完了時に提出を求めるもの。

オ 委任状

- ・委任する場合は、事業者の押印したもの。

## 1 5 定期報告

(定期報告)

第15条 事業者は、設置事業を実施する間、太陽光発電設備の運用及び維持管理並びに災害時及び廃止後の措置について、規則で定めるところにより、毎年1回市長に報告しなければならない。

(定期報告)

第11条 条例第15条の規定による報告は、太陽光発電設備状況報告書(様式第6号の2)によるものとする。

(解説)

事業者は事業を実施するに当たり、太陽光発電設備及び事業区域を良好な状態に保持できるよう適正な維持管理に努めなければなりません。

太陽光発電設備の稼働状況、保守点検およびその他の維持管理の実施状況について、毎年1回、2月中に市へ報告してください。

### (1) 提出部数

1部

### (2) 添付書類の留意事項

ア 太陽光発電設備状況報告書(様式第6号の2)

イ 委任状

・委任する場合は、事業者の押印したもの。

## 1 6 協議内容の変更

(協議内容の変更)

第16条 事業者は、第12条の協議に係る内容を変更しようとするときは届出を行い、改めて市長と協議をしなければならない。ただし、変更しようとする内容が軽微なものであると認められるときは、協議は不要とする。

(協議内容の変更)

第12条 条例第16条の届出は、事業変更届出書(様式第7号)によるものとし、変更しようとする事項に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 条例第16条ただし書の軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(解説)

事業計画に変更が生じ、例えば増設や事業区域の拡大を行う場合には、事業変更届出等が必要となります。変更内容については市との変更協議(再協議)を行った後、地域住民等に対する説明会を開催し、変更内容を説明します。その後、市との実施協議をすることとしています。

変更協議(再協議)が不要となる「軽微な変更」とみなされる内容には、事業区域の縮小や出力の低下、工事完了日などの変更が含まれますが、これらはいずれも周辺環境に影響を与えないものとしています。

### (1) 提出部数

2部(正本・副本)

※副本は、最後返却いたします。

### (2) 添付書類の留意事項

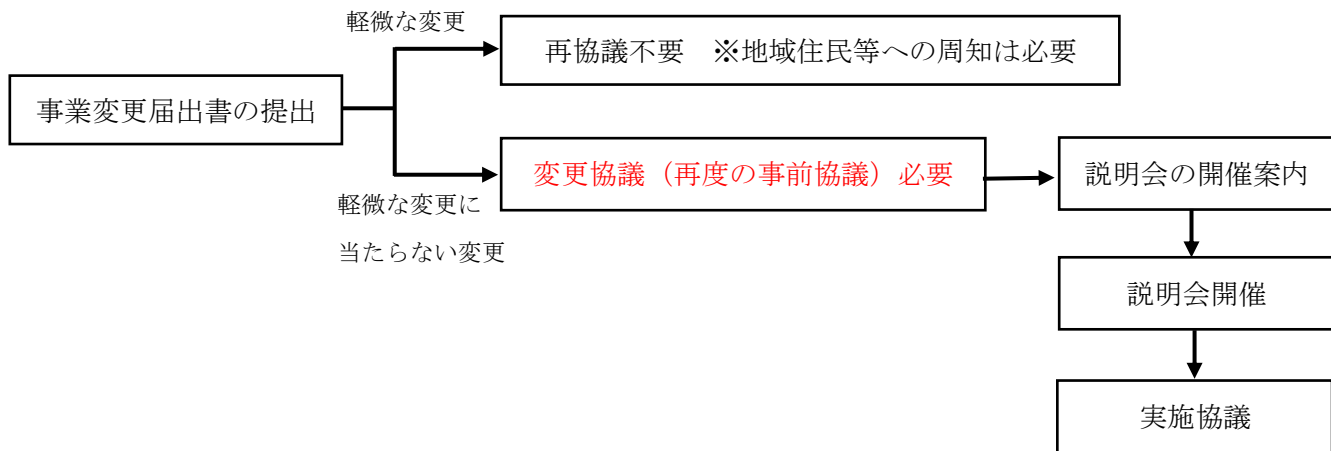
ア 事業変更届出書(様式第7号)

イ 委任状

・委任する場合は、事業者の押印したもの。

### (3) 変更が生じた場合

実施協議の内容に変更が生じた場合、変更内容について事業変更届出書（様式第7号）及び変更に係る資料を添付していただきます。



※実施協議が終了した後、工事着手が可能。

#### <変更協議（再協議）・軽微な変更の区分別の整理表>

変更事項	変更協議 (再協議)	軽微な変更
住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業者	○	
事業区域の予定地（形状の変更も含む）	○	
事業区域の面積（縮小は除く）	○	
発電（送電）出力（縮小は除く）	○	
工事の着手若しくは完了、運用開始予定年月日		○
パネルの配置	○	

※法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合は軽微な変更で取り扱います。事業の売買・譲渡等によりしょうけいがある場合、別途承継の手続きが必要です。（詳細はP. 67「地位の承継の届出」を参照してください）。

## 1 7 地位の承継等

### 【条例】

(地位の承継等)

第17条 事業者の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

### 【規則】

(地位の承継の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、速やかに地位承継届出書（様式第8号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し（対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (解説)

設置工事が完了した後、維持管理に関する事項が開始されるため、変更後の事業者は変更前の事業者との協議内容を適切に引き継ぎ、把握することが求められます。そのため、届出を行う必要があります。ただし、「地位の承継の届出」は工事が完了し、工事完了届が提出された後のみ可能となります。一方、工事完了前の場合は、「協議内容の変更」として対応することになります。

## (1) 提出部数

1部

## (2) 添付書類の留意事項

ア 地位承継届出書（様式第8号）

イ 事業者の地位を承継した事実を証する書類

- ・ 売買契約書（土地・太陽光発電設備の譲渡が確認できるもの）
- ・ 贈与契約書

ウ 事業者の地位を承継した者の住民票の写し

- ・ 対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあつては、法人登記事項証明書

エ その他市長が必要と認めるもの

## 18 報告の徴収

### 【条例】

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに市長に報告しなければならない。

### 【規則】

(報告の徴収)

第14条 条例第18条第1項の規定による報告の徴収は、状況等報告要求書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による報告は、状況等報告書(様式第10号)により行うものとする。(報告の徴収)

(解説)

工事着手以降に、地域住民等からの通報等により施設の状況を確認する必要性が生じた場合において、事業者に対して、現状の報告を求められるように報告の様式を定めています。

施設の運用状況については、立ち入り検査等では確認できない部分があるため、様式を定め要求書として確認するようにしています。

### (1) 既存施設への報告の徴収

本規定は、後述する経過措置の解説にもあるように、市は既存の施設についても報告の対象とすることが可能である。これは、改正条例施行後の施設だけでなく、改正条例施行前の施設においても、地域環境に及ぼす影響が大きい場合など、必要に応じて報告を求めることができるようにしているものです。

## 19 事業者情報の揭示

### 【条例】

(事業者情報の揭示)

第19条 事業者は、太陽光発電設備稼働期間中、事業区域内の見やすい場所に、事業者に関する情報を揭示しなければならない。

### 【規則】

(事業者情報の揭示)

第15条 条例第19条の規定による揭示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の事業者に関する情報(様式第11号)の看板を設置することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 事業者の名称及び連絡先
- (3) 緊急時の連絡先
- (4) 太陽光発電設備の総発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じた場合で、条例第16条本文の規定による協議が終了したとき又は同条ただし書に規定する軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正しなければならない。

### (解説)

設置事業を完了した際に、当該太陽光発電設備の事業者に関する情報を周知するために、見やすいところに揭示するものとしています。

揭示内容については、異常が発生した場合の連絡手段として、連絡先や事業者名、事業の規模を把握できるような内容に定めています。変更があった場合も速やかに対応するよう規定を設けています。

### (1) 設置場所

・道路面に面した場所等の第3者が確認できる場所

### (2) 設置方法

・フェンスにつけるなど強風等で取れないようにすること

### (3) 看板の素材

・雨や紫外線等で文字が消えたりしないようにすること

太陽光発電設備の事業者に関する情報	
事業区域の所在地	牛久市
事業区域の面積	平方メートル
事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名 住所
緊急時の連絡先 (電話番号)	
発電設備の総発電出力 (送電端出力)	キロワット
発電設備の運転開始日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年間)
看板の設置年月日	年 月 日
この看板は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第19条の規定により設置したものです。	
太陽光発電設備に設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先	

## 20 立入検査等

### 【条例】

#### (立入検査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定職員に、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること（以下この条において「立入検査」という。）ができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 【規則】

#### (立入検査員証)

第16条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、牛久市職員服務規程（平成13年訓令第9号）第5条第1項に定めるものとする。

#### (解説)

維持管理の状況、災害時及び廃止時の措置の状況等の確認のため、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査し、又は関係者に質問することができるものとしています。

検査員は、牛久市の職員（身分証所持）が対象です。

## 2 1 指導、助言又は勧告

### 【条例】

(指導、助言又は勧告)

第 2 1 条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(1) 第 9 条の 2、第 1 2 条若しくは第 1 6 条の協議等をせず、又は虚偽の事実を述べて協議等をした者

(2) 第 1 3 条第 1 項の規定による通知を受ける前に設置事業に着手した者

(3) 第 1 4 条及び第 1 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 1 5 条の規定による報告をしなかった者

(5) 第 1 8 条第 2 項の規定による報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をした者

(6) 第 2 0 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(7) 正当な理由なく前項の規定による指導に従わない者

### 【規則】

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第 1 7 条 条例第 2 1 条第 1 項の指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

2 条例第 2 1 条第 2 項の勧告は、勧告書（様式第 1 3 号）により行うものとする。

(解説)

協議終了通知を交付するにあたり付された条件の遵守や、条例の施行に必要な措置に関する指導および助言を行うための規定を定めています。

前述の指導や助言に正当な理由なく従わない場合や、協議終了通知を受け取らず、又は虚偽の協議を行って太陽光発電設備を設置した者、さらに変更届や地位承継届、工事完了届の手続きを怠った者に対して、必要な措置を求める勧告を行うための様式を定めています。

### FIT 法との関係

FIT 法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられているように規定されている。本条例についても、その対象となりため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、勧告・指導を行うことと併せて、FIT 法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意が必要です。

【条例】

(公表)

第22条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

【規則】

(公表)

第18条 条例第22条の規定による公表は、牛久市公告式条例（昭和29年条例第1号）に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

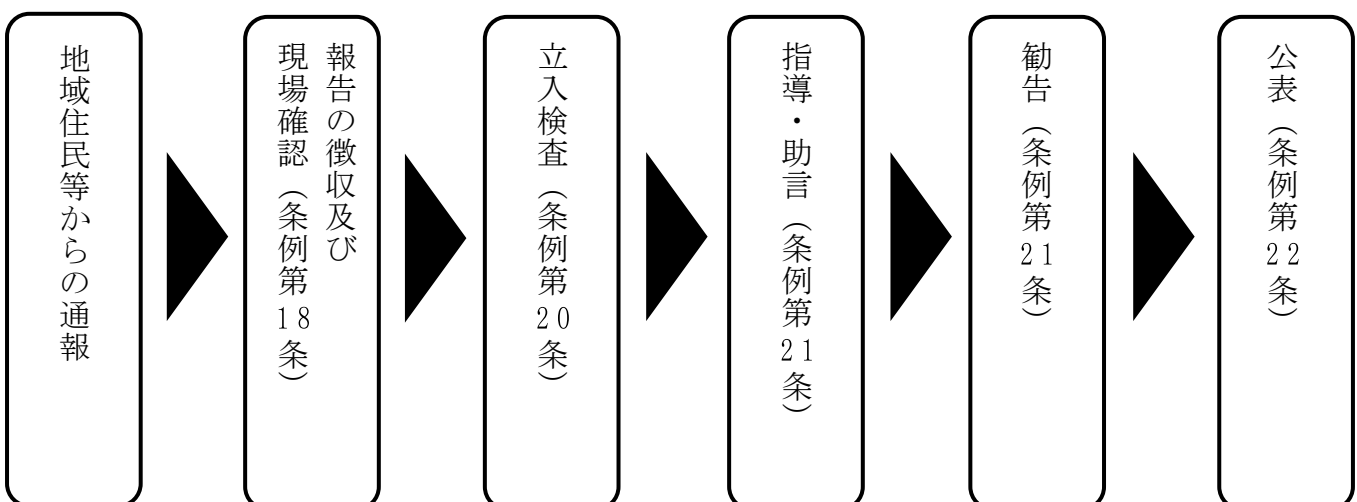
(解説)

条例第21条に基づく勧告に正当な理由なく従わない事業者に対して、牛久市公告式条例に従い、牛久市役所庁舎前の掲示板に事業者名などを掲示し、さらにその他の手段で氏名などを公表することができます。

(1) 公表場所

- ・牛久市役所正面入口付近の掲示板
- (その他)
- ・牛久市ホームページ等

(2) 公表までのフロー



## 23 委任

### 【条例】

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【規則】

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 条例第21条第2項の勧告は、勧告書(様式第13号)により行うものとする。

(解説)

条例の施行に必要な事項については、同条例施行規則によって定めています。また、規則の施行に必要な事項については、本手引書内で市長が別に定めることとし、適切な運用が行えるよう努めます。

## 2.4 施行期日

### 【条例】

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 【規則】

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(解説)

本条例及び施行規則の施行は、令和6年6月1日となります。施行期日より前に設置済み又は工事着手した太陽光発電設備についてはP. 75「適用区分」を参照してください。

## 2 5 適用区分

### 【条例】

#### 附則

#### (適用区分)

2 この条例による改正後の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条、第3条、第8条から第9条の2、第11条、第15条及び第21条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第9条の2の規定による協議を実施する設置事業について適用し、施行の日前にこの条例による改正前の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定による協議を実施した設置事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に太陽光発電設備の設置工事が完了している設置事業又は設置工事に着手している設置事業については、なお従前の例による。

### 【規則】

#### (適用区分)

2 この規則による改正後の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第5条の2の規定による事前協議を実施する設置事業について適用し、施行の日前にこの規則による改正前の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による協議を実施した設置事業については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に太陽光発電設備の設置工事が完了している設置事業又は設置工事に着手している設置事業については、なお従前の例による。

### (解説)

事業区域の面積が1000平方メートル未満かつ発電出力50kW未満の事業で、令和8年6月1日より前に太陽光発電設備の設置（パネルの設置）をされたものは、本条例の適用除外となります。

さらに、改正前の条例第9条に基づく”地域住民への事前説明”を完了後、令和8年5月29日（金）までに牛久市建築住宅課が改正前の条例第12条に基づく”計画書の届出”を受理したものは、改正前の条例のみ適用し、改正後の条例は適用しません。

また、令和6年6月1日より前に設置工事に着手した太陽光発電設備及び茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく事業概要書を提出しているものも、改正前の条例のみ適用し、改正後の条例は適用しません。

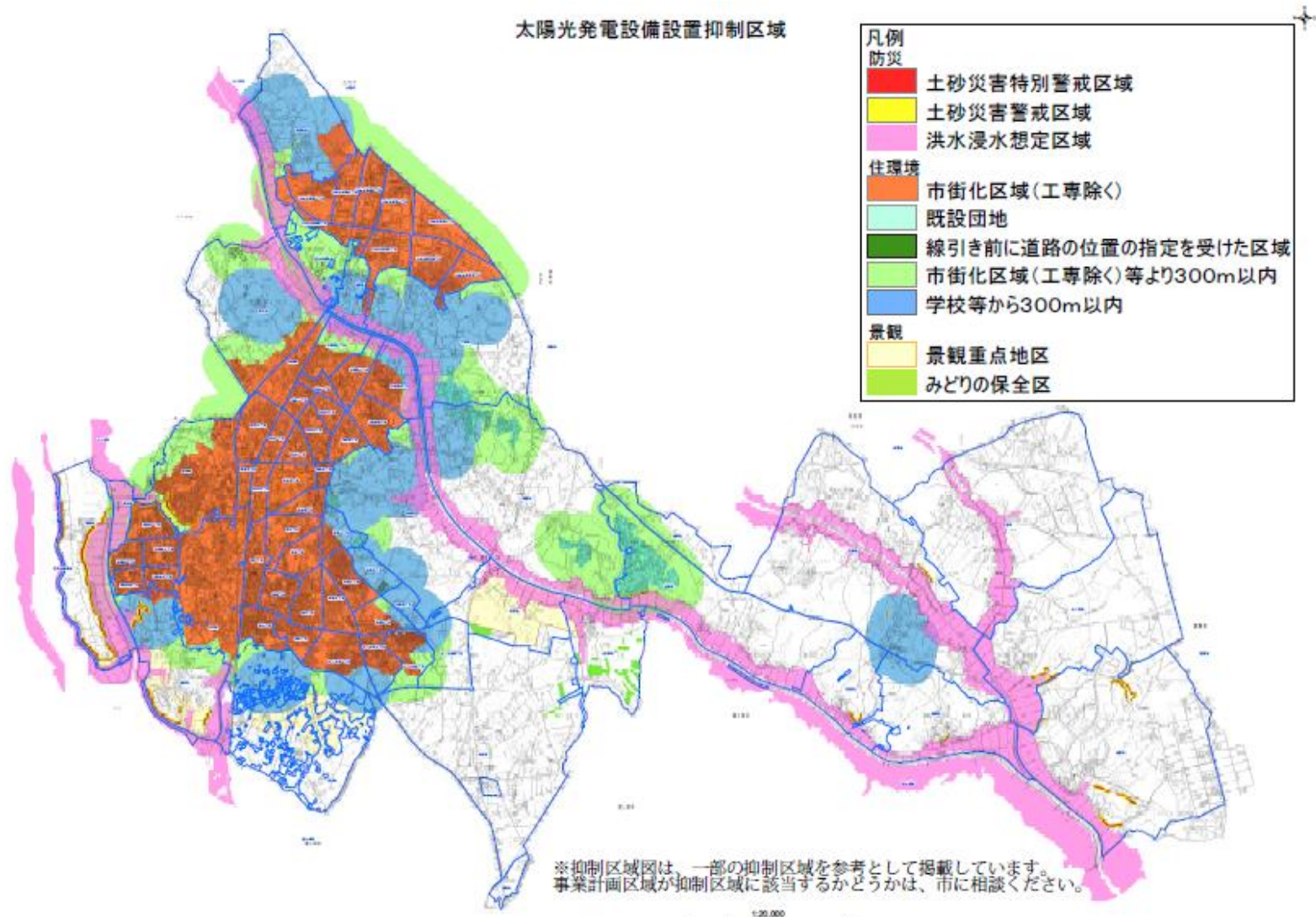
### 適用されない規定

- ・第2条（定義）
- ・第3条（適用範囲）
- ・第8条（設置抑制区域）
- ・第9条の2（事前協議）
- ・第11条（設計の基準）
- ・第15条（定期報告）
- ・第21条（指導、助言又は勧告）

2 6 関係課案内

課名	所管事務	場所
道路整備課	道路工事施工承認、道路占用許可、土採取事業などに関すること	第2分庁舎2階
都市計画課	みどりと自然のまちづくり条例（緑化）、都市計画マスタープランなどに関すること	第2分庁舎2階
下水道課	雨水排水（放流）、下水道などに関すること	第2分庁舎1階
環境政策課	特定建設作業、周辺環境配慮などに関すること	第3分庁舎2階
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土砂等の搬入による埋立てや盛土に関すること	第3分庁舎2階
防災課	防災に関すること	本庁舎1階
市民活動課	行政区に関すること	本庁舎2階
地域安全課	交通、防犯に関すること	本庁舎2階
農業委員会	農地転用に関すること	本庁舎3階
政策企画課	牛久市総合計画に関すること	本庁舎3階
農業政策課	農業振興地域の農用地区域、森林法の伐採届などに関すること	本庁舎3階
文化財課	埋蔵文化財照会などに関すること	生涯学習センター
教育総務課	学校、通学路などに関すること	ひたち野リフレ5階

## 2.7 設置抑制区域全体図



## 28. 事前協議添付書類

事前協議届出に必要な添付図書について、作成に当たり留意する事項について以下に記載する。必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや一つの図書を別図に分割することを可能とします。

図書の種類 (縮尺)	留意・明示すべき事項
事前協議書 手引き P85～P87を 参照	<input type="checkbox"/> 様式第1号の4を使用 <input type="checkbox"/> 設計基準の内容が土地利用計画図等と整合が取れているか <input type="checkbox"/> 撤去・廃棄費用の算定方法及び総額の記載 <input type="checkbox"/> 撤去物の記載 <input type="checkbox"/> 災害時対応費用についての記載 <input type="checkbox"/> 撤去・廃棄費用について保全方法の記載 <input type="checkbox"/> 第1面、第2面ともに記載されているか
関係法令等確認書 手引き P88～P93を 参照	<input type="checkbox"/> 様式第1号の5を使用 <input type="checkbox"/> 事業概要の記載 <input type="checkbox"/> 抑制区域の該当の有無記載 <input type="checkbox"/> 関係法令の該当の有無記載
説明項目及び説明事項 チェックリスト 手引き P94～P98を 参照	<input type="checkbox"/> 様式第1号の6を使用 <input type="checkbox"/> 説明事項が全て説明資料に記載されているか <input type="checkbox"/> 説明項目が説明資料のどのページに記載されているか表記
委任状	<input type="checkbox"/> 委任者の押印がされているか
位置図及び案内図	<input type="checkbox"/> 事業区域の記載 <input type="checkbox"/> 工事車両ルートの記載
現況測量図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 方位の記載 <input type="checkbox"/> 現況の高低差を記載
土地利用計画図 (別紙作成例参照)	<input type="checkbox"/> 縮尺 1000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 方位の記載 <input type="checkbox"/> 道路境界線、隣地境界線名の記載 <input type="checkbox"/> 国、県、市道番号、幅員、建築基準法上の道路種別の記載 <input type="checkbox"/> 事業区域面積に応じた緩衝帯の幅の記載 <input type="checkbox"/> 隣地に住宅がある場合、住宅の図示 <input type="checkbox"/> 外周部に住宅等の敷地が存している場合、植栽等の設置 (隣地境界線から区域外側に緩衝帯と同等距離を設けた範囲) <input type="checkbox"/> 植栽等を設置する場合、出入口を除く緩衝帯の範囲内すべて に植栽が設けられているか <input type="checkbox"/> 植栽等の高さの記載 (1.8m～2m) <input type="checkbox"/> 雨水流出対策の記載 <input type="checkbox"/> 工事中についても雨水・土砂流出対策の旨の記載 <input type="checkbox"/> 雨水流出対策の詳細内容

	<p>(浸透施設の詳細、周囲小堤、素掘側溝等の高さの図示)</p> <input type="checkbox"/> フェンスの高さ、種類の記載 <input type="checkbox"/> 現況レベルと計画レベルの記載 <input type="checkbox"/> 責任分界点、区部開閉器の図示 <input type="checkbox"/> パネル、PCS、変電設備等の位置 <input type="checkbox"/> パネルの角度、枚数、定格出力、発電出力、FIT 法の該当の記載 <input type="checkbox"/> 看板の設置場所の図示
土地造成計画平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 切土箇所及び盛土箇所の図示 <input type="checkbox"/> 現況レベルと計画レベルの記載 <input type="checkbox"/> 30 cm以上の切土箇所と盛土箇所を図示し面積を記載 <input type="checkbox"/> 土地造成計画縦断図の縦断場所を図示
土地造成計画縦断図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 切土箇所及び盛土箇所の図示 <input type="checkbox"/> 現況レベルと計画レベルの記載 <input type="checkbox"/> 30 cm以上の切土箇所と盛土箇所を図示し面積を記載
事業区域の公図の写し	<input type="checkbox"/> 事業区域及び隣接地の地番並びに所有者等の氏名の記載 <input type="checkbox"/> 3 か月以内の発行 <input type="checkbox"/> 事業区域が示されているか
土地明細表	<input type="checkbox"/> 土地の所在地、地番、地目、地積、所有者の記載
事業区域の土地登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 事業区域の土地謄本 <input type="checkbox"/> 3 か月以内の発行
隣接地の土地登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 事業区域隣接地の土地謄本 <input type="checkbox"/> 3 か月以内の発行
隣接地の建物登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 事業区域隣接の建物謄本 <input type="checkbox"/> 3 か月以内の発行
事業者を確認するための書類	<input type="checkbox"/> 個人の場合は住民票等 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人登記事項証明書等
事業区域の求積図	<input type="checkbox"/> 事業区域の面積が分かるもの
地域住民等の説明範囲を示す図面	<input type="checkbox"/> 事業区域から 300 m範囲が地図上に図示されているか <input type="checkbox"/> 地図上に図示された説明範囲内の建築物は、地域住民等リストに記載した番号と一致するか <input type="checkbox"/> 説明者に漏れはないか
説明範囲内の地域住民等リスト	<input type="checkbox"/> リストに記載の番号は、「地域住民等の説明範囲を示す図面」と相違はないか <input type="checkbox"/> 氏名、住所、種別（土地所有者、建物所有者、住民、事業者、区長等）の記載
地域住民等への説明資料（手引き P27～P43を参照）	<input type="checkbox"/> 様式第 1 号の 6 の説明事項が全て説明資料に記載されているか
現況写真	<input type="checkbox"/> 事業区域を複数個所から撮影した写真の添付

## 29. 実施協議添付書類

実施協議届出に必要な添付図書について、作成に当たり留意する事項について以下に記載する。必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや一つの図書を別図に分割することを可能とします。

図書の種類 (縮尺)	留意・明示すべき事項
太陽光発電設備設置等 計画書 手引き P99～P100 を参照	<input type="checkbox"/> 様式第2号を使用 <input type="checkbox"/> 提出日と工事着予定日は30日確保 <input type="checkbox"/> 事前協議後の変更箇所の記載 (変更前内容と変更後内容の両方が記載されているか)
行政区等に対する説明 報告書 手引き P101を参照	<input type="checkbox"/> 様式第3号を使用 <input type="checkbox"/> 行政区はあっているか <input type="checkbox"/> 区長名はあっているか <input type="checkbox"/> 区長の意見に回答しているか
説明会実施報告書 手引き P102～ P103を参照	<input type="checkbox"/> 様式第4号を使用 <input type="checkbox"/> 説明会ごとに「日時、会場、説明者、出席者等」が記載 されているか <input type="checkbox"/> 様式第1号の6に定める「説明項目」および「説明事項」 が全て記載されているか <input type="checkbox"/> 説明会議事録等と照合し、実際の説明内容に不足がないか <input type="checkbox"/> 住民等から出された意見・要望が全て網羅されているか <input type="checkbox"/> その意見・要望が「説明会時」のものか「説明会終了後」の ものが区別して記載されているか <input type="checkbox"/> 全ての意見・要望に対して、事業者からの回答が漏れなく記 載されているか <input type="checkbox"/> 回答内容が、議事録や提出書面の「どこに記録されているか (掲載箇所)」が明記されているか
委任状	<input type="checkbox"/> 委任者の押印がされているか
位置図及び案内図	<input type="checkbox"/> 事業区域の記載 <input type="checkbox"/> 工事車両ルートの記載
土地利用計画図 (別紙作成例参照)	<input type="checkbox"/> 変更前図面と変更後図面の両方の添付 <input type="checkbox"/> 変更後図面の変更内容の記載 <input type="checkbox"/> 縮尺 1000分の1以上 <input type="checkbox"/> 方位の記載 <input type="checkbox"/> 道路境界線、隣地境界線名の記載 <input type="checkbox"/> 国、県、市道番号、幅員、建築基準法上の道路種別の記載 <input type="checkbox"/> 事業区域面積に応じた緩衝帯の幅の記載 <input type="checkbox"/> 隣地に住宅がある場合、住宅の図示 <input type="checkbox"/> 外周部に住宅等の敷地が存している場合、植栽等の設置

	<p>(隣地境界線から区域外側に緩衝帯と同等距離を設けた範囲)</p> <p><input type="checkbox"/> 植栽等を設置する場合、出入口を除く緩衝帯の範囲内すべてに植栽が設けられているか</p> <p><input type="checkbox"/> 植栽等の高さの記載 (1. 8 m ~ 2 m)</p> <p><input type="checkbox"/> 雨水流出対策の記載</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中についても雨水・土砂流出対策の旨の記載</p> <p><input type="checkbox"/> 雨水流出対策の詳細内容 (浸透施設の詳細、周囲小堤、素掘側溝等の高さの図示)</p> <p><input type="checkbox"/> フェンスの高さ、種類の記載</p> <p><input type="checkbox"/> 現況レベルと計画レベルの記載</p> <p><input type="checkbox"/> 責任分界点、区部開閉器の図示</p> <p><input type="checkbox"/> パネル、PCS、変電設備等の位置</p> <p><input type="checkbox"/> パネルの角度、枚数、定格出力、発電出力、FIT 法の該当の記載</p> <p><input type="checkbox"/> 看板の設置場所の図示</p>
土地造成計画平面図	<p><input type="checkbox"/> 変更前図面と変更後図面の両方の添付</p> <p><input type="checkbox"/> 変更後図面の変更内容の記載</p> <p><input type="checkbox"/> 縮尺 1000 分の 1 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 切土箇所及び盛土箇所の図示</p> <p><input type="checkbox"/> 現況レベルと計画レベルの記載</p> <p><input type="checkbox"/> 30 cm 以上の切土箇所と盛土箇所を図示し面積を記載</p> <p><input type="checkbox"/> 土地造成計画縦断図の縦断場所を図示</p>
土地造成計画縦断図	<p><input type="checkbox"/> 変更前図面と変更後図面の両方の添付</p> <p><input type="checkbox"/> 変更後図面の変更内容の記載</p> <p><input type="checkbox"/> 縮尺 1000 分の 1 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 切土箇所及び盛土箇所の図示</p> <p><input type="checkbox"/> 現況レベルと計画レベルの記載</p> <p><input type="checkbox"/> 30 cm 以上の切土箇所と盛土箇所を図示し面積を記載</p>
地域住民等の説明範囲を示す図面	<p><input type="checkbox"/> 事業区域から 300 m 範囲が地図上に図示されているか</p>
地域住民等への説明資料	<p><input type="checkbox"/> 説明会で使用したものを添付</p>
説明会議事録 手引き P26 を参照	<p><input type="checkbox"/> 「要約版」と「逐語録版」の両方が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 説明会開始から終了後までの内容が記載されているか。 (地域住民等からの質疑応答を含む)</p>
質疑応答記録	<p><input type="checkbox"/> 説明会終了後の質問受付期間中に寄せられた地域住民等からの意見・要望について、回答した書面</p> <p><input type="checkbox"/> 説明会欠席者(説明対象の地域住民等)からの意見・要望について回答した書面</p>
説明会開催状況写真	<p><input type="checkbox"/> 説明会の実施状況がわかるカラー写真の添付</p>
再生可能エネルギー発	<p><input type="checkbox"/> 認定を受けている場合、通知書の添付</p>

電事業計画の認定についての通知書	
電力会社との接続契約がわかる書類	<input type="checkbox"/> 電力会社との接続契約がわかる書類の添付
事前協議終了通知書の写し	<input type="checkbox"/> 事前協議終了通知書の写しを添付
関係法令の許可書の写し	<input type="checkbox"/> 実施協議までに取得した関係法令の許可書の写しを添付
告知看板の写真	<input type="checkbox"/> 現地に設置した看板を撮影し、カラー写真を添付

様式第1号の2（第5条関係）

令和〇年〇月〇日

## 太陽光発電設備設置における説明会開催案内

太陽光発電設備設置に関して、周辺地域の住民の皆様には説明会を開催いたしますので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、御案内いたします。

説明会の開催日時		令和〇年〇月〇日 〇時〇分～〇時〇分予定
説明会の開催場所（住所）		茨城県牛久市〇〇〇 〇〇区民会館
太陽光発電 事業の概要	発電事業者名	〇〇株式会社 代表取締役〇〇
	事業者連絡先	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	事業の実施場所	茨城県牛久市〇〇〇
	出力	〇〇Kw
	工事開始予定時期	令和〇年〇月〇日
	運転開始予定時期	令和〇年〇月〇日

※ 出席者名簿の提出及び説明会の録音をすることが条例上求められているため、受付において、出席者名簿に記名いただき、質疑応答の際は名前を述べた上で発言願います。また、出席者のプライバシーに対して最大限配慮して録音をさせていただきます。

※ この御案内について、ご不明点がある際には、上記の「事業者連絡先」までお問合せください。

様式第1号の3（第5条関係）

太陽光発電設備設置事業の告知	
事業区域の所在地	牛久市〇〇〇
事業区域の面積	〇〇〇平方メートル
工事着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
工事完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
事業者の氏名及び住所(法人その他の団体 にあつては、その名称、代表者の氏名及び 事務所の所在地)	氏名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇
設計者の氏名及び住所(法人その他の団体 にあつては、その名称、代表者の氏名及び 事務所の所在地)	氏名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇
工事施行者の氏名及び住所(法人その他の 団体にあつては、その名称、代表者の氏名 及び事務所の所在地)	氏名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇
看板設置年月日	令和〇年〇月〇日
<p>この看板は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第2項の規定により設置した ものです。</p> <p>太陽光発電設備設置事業に関する連絡先</p> <p>氏名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 担当〇〇〇</p> <p>住所 〇〇県〇〇市〇〇</p> <p>連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>工事に関する連絡先</p> <p>氏名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 担当〇〇〇</p> <p>住所 〇〇県〇〇市〇〇</p> <p>連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	

※ 設置上の注意

看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端ま  
での高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。

様式第1号の4（第5条の2関係）

（第- 85 -面）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

（所在地）

事業者 氏 名 株式会社〇〇

（名称及び代表者氏名） 代表取締役〇〇

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

## 事前協議書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条の2第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

## 記

## 1 事業概要

事業名		仮称牛久〇〇太陽光事業	
事業区域	所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可	
	面積	〇〇〇〇.〇〇 添付する測量図の面積を記載	平方メートル
設置抑制区域の有無		無	
出力 （送電端出力）		50.00 発電（送電）する出力を記載	キロワット
固定価格買取制度の有無		該当	
説明会周知方法		ポスティング及び個別訪問にて周知	
説明会周知範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域に隣接した土地及び建築物の所有者</li> <li>・ 事業区域の境界から概ね300メートル以内の居住者及び事業者</li> <li>・ 〇〇行政区区長</li> </ul>	
工事着手予定日		令和〇年〇月〇日	
工事完了予定日		令和〇年〇月〇日	
運用開始予定日		令和〇年〇月〇日	

(第2面)

2 設計の基準

緩衝帯	事業区域の面積が、5000㎡のため、隣地境界線及び道路境界線との間に3mの緩衝帯を設置した。また、緩衝帯には、高さ2mの植栽を設けた。	
雨水流出対策	事業区域から雨水流出を防止するため、事業区域外周に浸透側溝を設けた。	
柵塀等の設置	高さ1.2mの金網フェンスを事業区域外周に設けた。	
太陽光発電設備	色彩	周辺環境に配慮し、パワーコンディショナーを黒色、キュービクルをアイボリー色、フェンスをブラウン色とした。
	反射対策	パネル設置角度を10度にし、防眩性パネルを使用した。
	騒音対策	住宅地から離隔距離を確保し、パワーコンディショナーやキュービクルを設置した。
自然環境の保全	伐採区域は、事業区域の進入路と設備設置場所とした。	

### 3 廃止後に係る計画

耐用年数	太陽光パネル		20年	
	接続箱		10年	
	パワーコンディショナー		10年	
	変電設備 (キュービクル等)		20年	
	蓄電池		10年	
	その他		上記以外の機具がある場合、記載	
	撤去 ・ 廃棄	計画	<p>撤去費用 計〇〇万円          積み立てのため毎月〇円×12か月×20年＝計〇〇万円          最終撤去費用の合計費用とその金額以上の確保の方法について記載</p> <p>撤去物—パネル、架台、フェンス等          条例上の撤去義務対象は電気工作物であるが、設置前と同じ状況になるように努めること</p> <p>災害時は、自費にて対応          条例上災害時でも対応することから発生時に必要な費用についての確保についても記載</p>	
			時期	<p>運用開始から20年          撤去・再利用実施時期を記載（通常耐用年数以下）</p>
			撤去費用保全方法	<p>残高保有（〇〇銀行）、積み立てなど          撤去費用の確保方法、確保できている場合の保全方法について記載</p>

様式第1号の5（第5条の2関係）

令和〇年〇月〇日

## 事業区域における関係法令等確認書

## 1 事業概要

事業名		仮称牛久〇〇発電所	
事業区域	所在地	牛久市〇〇	
	地目	山林、畑、雑種地	
	面積	〇〇	平方メートル

## 2 抑制区域の該当の有無

区分	抑制区域	該当の有無	担当課等	備考
1	土砂災害警戒区域	有・無	担当課 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課	〇〇氏 確認
			確認年月日 〇年〇月〇日	
2	土砂災害特別警戒区域	有・無	担当課 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課	〇〇氏 確認
			確認年月日 〇年〇月〇日	
3	洪水浸水想定区域	有・無	担当課 市防災課	〇〇氏 確認
			確認年月日 〇年〇月〇日	
4	市街化区域 (工業専用地域は除く。)	有・無	担当課 市建築住宅課	〇〇氏 確認
			確認年月日 〇年〇月〇日	
5	既設団地 (市街化調整区域)	有・無	担当課 市建築住宅課	〇〇氏 確認
			確認年月日 〇年〇月〇日	

区分	抑制区域	該当の有無	担当課等	備考
6	線引き前に道路の位置の指定を受けた区域（市街化調整区域）	有・無	担当課 市建築住宅課 確認年月日 ○年○月○日	○○氏 に確認
7	(1) 市街化区域（工業専用地域は除く。）、既設団地及び線引き前に道路の位置の指定を受けた区域から 300 メートル以内 (2) 学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、保育所及び認定こども園を含む。）から 300 メートル以内	有・無	担当課 市建築住宅課 確認年月日 ○年○月○日	○○氏 に確認
8	牛久市景観計画（重点地区）	有・無	担当課 市建築住宅課 確認年月日 ○年○月○日	○○氏 に確認
9	みどりの保全区	有・無	担当課 市建築住宅課 確認年月日 ○年○月○日	○○氏 に確認
10	重要文化財（建造物） 県指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物等の指定地	有・無	担当課 市文化財課 確認年月日 ○年○月○日	○○氏 に確認

### 3 事業区域に関する関係法令の該当の有無

	法令名	該当の有無	担当課等	備考
1	森林法に基づく開発行為の許可	有・無	担当課 県南農林事務所 林業振興課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認
2	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事許可	有・無	担当課 県南県民センター 建築指導課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認
3	砂防法の許可	有・無	担当課 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認
4	地すべり等防止法に基づく許可	有・無	担当課 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可	有・無	担当課 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認
6	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	有・無	担当課 市都市計画課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認
7	都市計画法に基づく開発許可	有・無	担当課 市建築住宅課 確認年月日 ○年○月○日	〇〇氏 確認

	法令名	該当の有無	担当課	備考
8	土地開発事業の適正化に関する指導要綱に基づく承認	有・無	担当課 市建築住宅課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
9	河川法に基づく許可	有・無	担当課 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
10	森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出	有・無	担当課 市農業政策課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
11	景観法に基づく届出	有・無	担当課 市建築住宅課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
12	農業振興地域の整備に関する法律に基づく手続	有・無	担当課 市農業政策課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
13	農地法に基づく農地転用許可	有・無	担当課 市農業委員会	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
14	文化財保護法に基づく許可又は届出	有・無	担当課 市文化財課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
15	茨城県文化財保護条例に基づく許可	有・無	担当課 市文化財課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	

	法令名	該当の有無	担当課	備考
16	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	有・無	担当課 形質変化面積 20,000 m <sup>2</sup> 以上（茨城県資源循環推進課） 形質変化面積 20,000 m <sup>2</sup> 未満 （県南県民センター環境・保安課）	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく許可	有・無	担当課 関東地方環境事務所野生生物課 希少生物担当	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可	有・無	担当課 茨城県環境政策課自然・鳥獣保護管理グループ	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
19	茨城県地球環境保全行動条例に基づく緑化推進業務状況の報告	有・無	担当課 茨城県環境政策課地球温暖化対策グループ	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
20	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続（茨城県環境影響評価条例を含む） （環境影響評価手続における事業名称：）	有・無	担当課 茨城県環境政策課環境企画グループ	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	
21	首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域内における行為届出	有・無	担当課 市建築住宅課	〇〇氏 確認
			確認年月日 ○年○月○日	

22	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設工事に係る届出	有・無	担当課 県南県民センター 一建築指導課	〇〇氏 確認
			確認年月日 〇年〇月〇日	
23	その他の法律・条例に係る手続	有・無	担当課	
	( 法 令 名 : )		確認年月日	

## 様式第1号の6（第5条の2関係）

## 説明項目及び説明事項チェックリスト

令和〇年〇月〇日

## 1 事業概要

説明会項目及び説明事項			
説明項目	説明事項	記載箇所	市確認
共通事項	<input type="checkbox"/> 説明会では、下記ア～スの全てについて説明すること	ア PO～PO イ PO～PO ウ PO～PO エ PO～PO オ PO～PO カ PO～PO キ PO～PO ク PO～PO ケ PO～PO コ PO～PO サ PO～PO シ PO～PO ス PO～PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 説明会では、当該資料に基づいて説明すること	PO～PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 配布資料には、全ての説明項目について概要を記載すること	PO～PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 説明会後の質問に対応するため連絡先を明示すること	PO～PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 他法令に基づく説明会を兼ねる場合、当該説明会が何に基づく説明会なのか説明すること	PO～PO	<input type="checkbox"/>

ア 設置事業計画の概要	<input type="checkbox"/> 事業者について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 事業区域の所在地及び面積を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設置抑制区域の有無を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 出力について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 電源種について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設置形態について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 災害時の活用可能性について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 固定価格買取制度の有無について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 工事着手予定日を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 工事完了予定日を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 運用開始予定日を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
イ 設置事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項	<input type="checkbox"/> 関係法令該当の有無を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 許認可状況の取得状況として、手続きの進捗状況及び許認可等の取得状況を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 取得手続のスケジュールについて説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 法令を遵守するための実施体制について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
ウ 設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項	<input type="checkbox"/> 設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 説明会開催時点で土地が未取得の場合、取得状況について説明すること	所有済みのため、説明なし	<input type="checkbox"/>
エ 工事の概要	<input type="checkbox"/> 土木工事、建設工事、工事車両出入数、交通規制等の時期や作業時間・作業曜日を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
オ 事業者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項	<input type="checkbox"/> 「事業者が法人の場合」代表者の氏名を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「事業者が法人の場合」代表者の概要について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「事業者が法人の場合」役員の名を説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「事業者が法人の場合」役員の概要について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「事業者が法人の場合」主な出資者について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>

	<input type="checkbox"/> 予定している保守点検責任者について説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
カ 事業周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容	<input type="checkbox"/> 「斜面への設置」に関する事業の影響及び予防措置	斜面設置がないため、説明なし	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「盛土・切土」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「地盤強度」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「排水対策」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「法面保護・斜面崩落防止策」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「防災施設の先行設置」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「設備設計」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「施工後の管理の継続性」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
キ 事業が良好な景観に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容	<input type="checkbox"/> 景観面への影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
ク 事業が自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容	<input type="checkbox"/> 「騒音・振動」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「水の汚れ・濁り」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「反射光」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 「雑草の繁茂」に関する事業の影響及び予防措置	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 気環境（大気質）及び水環境への影響 ※環境アセスメント対象事業の場合	PO~PO	<input type="checkbox"/>
ケ 配慮事項	<input type="checkbox"/> 生活環境への配慮	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 防災・安全への配慮	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 住宅隣接地等に設置する場合の配慮	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 発電設備設置後の維持管理	PO~PO	<input type="checkbox"/>
コ 設計の基	<input type="checkbox"/> 緩衝帯の適合状況	PO~PO	<input type="checkbox"/>

準	<input type="checkbox"/> 雨水流出対策の適合状況	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 柵塀等の設置の適合状況	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の適合状況	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 自然環境の保全の適合状況	PO~PO	<input type="checkbox"/>
サ 災害時対応計画及び災害時措置費用	<input type="checkbox"/> 落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等の発生時の対応計画	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 災害時措置費用の確保方法	PO~PO	<input type="checkbox"/>
シ 廃棄物の撤去その他の処理に関する事項	<input type="checkbox"/> 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 廃棄費用の算定方法	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 廃棄費用の積立開始時期	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 廃棄費用の積立終了時期	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 廃棄費用の毎月の積立単価	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルのメーカー名	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルの製造期間	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルの鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質含有情報	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設置に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）ごとの排出見込量・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設置に伴って発生する残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）ごとの排出見込量・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 解体工事に伴って発生する残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令への遵守体制等・遵守体制等につき具体的に説明すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>	

	<input type="checkbox"/> 土地開発に係る 許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容	PO~PO	<input type="checkbox"/>
ス その他必要な事項	<input type="checkbox"/> 必要に応じて説明事項を追加すること	PO~PO	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第8条関係）

（第- 99 -面）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

（所在地）

事業者 氏 名 株式会社〇〇

（名称及び代表者氏名） 代表取締役〇〇

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

## 太陽光発電設備設置等計画書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

## 1 事業概要

事業名	仮称牛久〇〇太陽光事業	
事業区域	所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可
	面積	〇〇〇〇.〇〇 平方メートル 添付する測量図の面積を記載
設置抑制区域	無	
出力 （送電端出力）	50.00 キロワット 発電（送電）する出力を記載	
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。 当該制度対象外など、IDがない 場合「なし」と記載。	なし Fit法の認定を受けている場合は、記載	
工事施工者 （実際に工事を 施工する者を 記載すること。）	住所	（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 〇〇県〇〇市〇〇 事業者と同じ場合も記載
	氏名	（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 事業者と同じ場合も記載
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
工事着手予定日	令和〇年〇月〇日	
工事完了予定日	令和〇年〇月〇日	
運用開始予定日	令和〇年〇月〇日	

(第2面)

事前協議後の変更箇所

- ・ パネルの配置位置変更  
(事業区域の北側設置予定のパネルを、事業区域南側に設置変更)
- ・ パネルの設置角度変更  
(パネル角度15度を、10度に変更)
- ・ パワーコンディショナー及びキュービクルの設置位置変更  
(事業区域の西側に設置予定のものを、事業区域北側に設置変更)
- ・ 維持管理計画の変更  
(草刈りの頻度を、5月から9月は、月1回から月2回に変更)
- ・ 工事車両ルート追加  
(経路3を追加)
- ・ 緊急対応マニュアルの内容追加  
(緊急時連絡先に担当者を追加)

備考

様式第3号（第8条関係）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

事業者 氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇

連絡先 〇〇〇 - 〇〇〇

行政区がまたがる場合、それぞれの行政区を分けて記載  
することまたは、2枚にすること

## 行政区等に対する説明報告書

行政区等に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

事業予定地	牛久市〇〇
事業名	仮称牛久〇〇太陽光事業
行政区名	〇〇行政区 市の市民活動課にて300m以内の行政区を確認のこと
区長名	〇〇 〇〇
区長との協議日	① 令和〇年〇月〇日（区長自宅） ② 令和〇年〇月〇日（説明会会場） ③ 令和〇年〇月〇日（区長自宅） 区長との協議日を全て記載
区長との協議場所	① 区長自宅 ② 説明会会場
区長の意見	① 行政区の住民から出た意見・要望及びそれに対する回答は、全て共有してほしい ② 行政区の住民は、太陽光発電施設設置による景観悪化や雨水流出について懸念しているため、説明会では重点的に説明してほしい 区長の意見を全て記載
区長の意見に関する対応・回答	① 情報を全て共有します ② 説明会では、景観への配慮状況や雨水流出対策について、住民の理解が得られるよう分かりやすく説明します 上記の意見・要望についての対応を記載すること また、対応方法について区長に確認すること

(備考)

複数の行政区にまたがる場合は全ての行政区等と協議すること。

様式第4号（第8条関係）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

住 所 〇県〇市〇〇  
 事業者 氏 名 株式会社〇〇  
 代表取締役〇〇  
 連絡先 〇〇 - 〇〇〇

## 説明会実施報告書

地域住民等に対する説明会を行ったので、次のとおり報告します。

## 記

事業名	仮称牛久〇〇太陽光事業	
事業区域	所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部） 分筆していない場合は、一部での申請も可
	面積	〇〇〇〇.〇〇 平方メートル 添付する測量図の面積を記載
説明会実施日時	① 第1回説明会 令和〇年〇月〇日 10:00～12:00 ② 第2回説明会 令和〇年〇月〇日 10:00～12:00	
説明会実施場所	〇〇区民会館	
説明方法	説明会及び戸別訪問	
説明者	〇〇株式会社 〇〇 〇〇 説明者を全員記載	
出席者の状況	① 第1回説明会 地域住民等：10名 事業者：5名 （その他： 名） ② 第2回説明会 地域住民等：15名 事業者：5名 （その他： 名）	

説明の内容

- ① 設置事業計画の概要
- ② 設置事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項
- ③ 設置する場所の所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
- ④ 工事の概要
- ⑤ 事業者の関係者
- ⑥ 事業周辺地域の安全に対して及ぼし得る影響とその予防措置の内容
- ⑦ 事業が良好な景観に対して及ぼし得る影響とその予防措置の内容
- ⑧ 事業が自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響とその予防措置の内容
- ⑨ 設計の基準
- ⑩ 災害時対応計画及び災害時措置費用
- ⑪ 廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

・地域住民等の意見，要望等の内容

- ① 工事車両のルートを変更してほしい（説明会時に質問）
- ② 大型車両の通行台数を少なくしてほしい（説明会時に質問）
- ③ 大型車両の大きさは（説明会時に質問）
- ④ 土曜日や日曜日は、工事を行わないでほしい（説明会時に質問）
- ⑤ パワーコンディショナーとは何か（説明会時に質問）
- ⑥ 緩衝帯に植える樹木は何か（説明会後に質問）
- ⑦ 林地開発許可とはどのような手続きか（説明会後に質問）
- ⑧ 造成工事中の粉塵対策はどのようにするのか（説明会後に質問）
- ⑨ 雨水浸透施設とは何か（説明会欠席者からの質問）
- ⑩ 緊急事の連絡先を増やしてほしい（説明会欠席者からの質問）

説明会中や説明会後の意見を記載すること

地域住民等の意見，要望等に対する回答

- ① 説明会時に回答（議事録 P〇に回答記載）
- ② 説明会時に回答（議事録 P〇に回答記載）
- ③ 説明会時に回答（議事録 P〇に回答記載）
- ④ 説明会時に回答（議事録 P〇に回答記載）
- ⑤ 説明会時に回答（議事録 P〇に回答記載）
- ⑥ ～⑧ 説明会終了後に書面にて回答（回答内容は別添書面の通り）
- ⑨ ～⑩ 戸別訪問にて説明（回答内容は別添書面の通り）

意見や要望への回答が確認できるよう回答箇所を記載すること

その他

様式第6号（第10条関係）

令和〇年〇月〇日

工事が完了した日以降で提出

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
(所在地)事業者 氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

## 工事完了届出書

下記のとおり、太陽光発電施設工事が完了したので、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

## 記

事業名	仮称牛久〇〇太陽光事業	
事業区域の所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の（一部）	
工事完了日	令和〇年〇月〇日	
工事施工者 （実際に工事を 施工した者を 記載すること。）	住所 （所在地）	茨城県牛久市中央3丁目15番1 事業者と同じ場合も記載
	氏名 （名称及び代表者 名）	株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 事業者と同じ場合も記載
	電話番号	029-873-2111

様式第6号の2（第11条関係）

令和〇年2月〇日

原則毎年2月に提出すること

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
(所在地)事業者 氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇  
(名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

## 太陽光発電設備状況報告書

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条の規定により、太陽光発電設備の維持管理状況について、次のとおり報告します。

事業名		仮称 牛久〇〇太陽光事業
事業区域	所在地	牛久市〇〇
	面積	〇〇〇平方メートル
出力		〇〇キロワット
発電事業実施予定期間		令和10年3月1日～令和30年3月1日まで (20年間)
報告対象期間		令和10年3月1日～令和11年2月1日
稼働状況		発電量 〇〇 キロワットアワー
		売電量 〇〇 キロワットアワー
除草及び清掃の状況	実施日	① 令和9年3月1日②令和9年6月1日 ③ 令和9年9月1日④令和9年12月1日
	実施内容	除草剤の散布
太陽光発電設備の保守点検状況	点検日	① 令和9年3月1日②令和9年6月1日 ③ 令和9年9月1日④令和9年12月1日
	点検方法	① 電気主任技術者による目視点検 ② 測定機器を使った電氣的点検
緊急時の連絡先	住所	(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 茨城県牛久市〇〇〇
	氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	連絡先 (担当者名・電話番号)	担当者：〇〇 〇〇 連絡先：〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

太陽光発電設備の維持管理及び撤去処分に要する費用の積立状況	解体、撤去及び処分費用想定額 2400万円 積立開始時期 令和10年3月1日 積立終了時期 令和30年3月1日 令和11年度分 120万円 積立累計金額 240万円
保険の加入状況及び種類	<input checked="" type="checkbox"/> 加入（種類 災害保険） <input type="checkbox"/> 未加入

定期点検確認表			
点検箇所	点検項目	点検結果	備考
太陽電池 モジュール	表面に破損はないか。	<del>適</del> / 不適	
	フレームに破損及び著しい変形はないか。	<del>適</del> / 不適	
接続箱	外箱に腐食及び著しい破損はないか。	<del>適</del> / 不適	
パワーコンディショナー	外箱に腐食及び著しい破損はないか。	<del>適</del> / 不適	
	外部配線（接続ケーブル）は損傷していないか。	<del>適</del> / 不適	
	電線管は破損していないか。	<del>適</del> / 不適	
	通気孔をふさいでいないか。	<del>適</del> / 不適	
ケーブル・ 配電線管	異常表示、異常音はないか。	<del>適</del> / 不適	
	腐食及び著しい破損はないか。	<del>適</del> / 不適	
架台・基礎の 状態	腐食及び著しい破損はないか。	<del>適</del> / 不適	
	土壌に著しい浸食は発生していないか。	<del>適</del> / 不適	
	地盤は沈下していないか。	<del>適</del> / 不適	
	地盤の崩壊はないか。	<del>適</del> / 不適	
	土砂崩れや外部への土砂流出はないか。	適 / <del>不適</del>	
	パネル設置地盤の被覆の状態は良好か。	<del>適</del> / 不適	
	パネル設置地盤に有害な浸食は発生していないか。	<del>適</del> / 不適	
	擁壁に有害な変状は発生していないか。	<del>適</del> / 不適	
	排水側溝は閉塞していないか。清掃を実施しているか。	適 / 不適	
	柵、塀等は破損していないか。	適 / <del>不適</del>	
	調整池がある場合は、十分な計画洪水調整容量を確保しているか。	適 / 不適	調整池 未設置
調整池がある場合は、定期的に土砂を浚渫しているか。	適 / 不適	調整池 未設置	
その他	区域東側から土砂が市道に流出していたことから、土砂が流出しないよう対策をした。また、区域南側フェンスに一部破損が生じていたことから、フェンスの付け替えをした。		

様式第7号（第12条関係）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
(所在地)事業者 氏 名 株式会社〇〇  
代表取締役〇〇

(名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

## 事業変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業内容に変更があるため、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条の規定により、関係書類を添えて提出します。

## 記

## 1 事業区域の所在地等

事業区域の所在地	牛久市〇〇〇〇—〇の(一部) 分筆していない場合は、一部での申請も可
事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇
	住所 〇〇県〇〇市〇〇
太陽光発電設備の出力 (送電端出力)	50.00キロワット

## 2 変更する事項

変更事項	変更前	変更後
<b>工事着工・完了予定年月日並びに運転開始年月日の変更</b> 変更内容について記載別紙で変更事項について添付することも可	着工日令和〇年〇月〇日 完了日令和〇年〇月〇日 運用日令和〇年〇月〇日 当初協議時の内容を記載	着工日令和〇年〇月〇日 完了日令和〇年〇月〇日 運用日令和〇年〇月〇日 当初協議時の内容を記載

作成例

様式第8号（第13条関係）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

承継日・予定日以降で提出

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

(所在地)

地位継承者 氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇

(名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 地位承継届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業者の地位の承継について、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条の規定により届け出ます。

### 記

事業区域の所在地	牛久市〇〇〇〇 分筆していない場合は、一部での申請も可		
総発電出力 (送電端出力)	50.00 キロワット 発電(送電)する出力を記載		
事業者	区分	承継前	承継後
	住所 (所在地)	〇〇県〇〇市〇〇 当初協議した事業者住所を記載	〇〇県〇〇市〇〇 承継先の事業者の住所を記載
	氏名 (名称及び代表者 氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 当初協議した事業者を記載	株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 承継先の事業者を記載
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 当初協議した事業者の連絡先を 記載	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 承継先の事業者の連絡先を記載
地位承継理由	会社全体の事業見直しのため 承継した理由を簡潔に記載		
地位承継年月日	令和〇年〇月〇日 添付する継承がわかる資料(売買契約等)の契約日を記載		

様式第10号（第14条関係）

令和〇年〇月〇日

牛久市長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
(所在地)事業者（管理者） 氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役〇〇

(名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

## 状況等報告書

令和〇年〇月〇日付で報告を求められた事項については、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

報告事項	令和〇年〇月〇日、現地確認を実施したところ、雑草の繁茂が確認できたため、令和〇年〇月〇日に草刈りを実施した。
------	--

## 様式第11号（第15条関係）

太陽光発電設備の事業者に関する情報	
事業区域の所在地	牛久市〇〇〇
事業区域の面積	〇〇.〇〇平方メートル
事業者の氏名及び住所 （法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇
緊急時の連絡先 （電話番号）	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇（担当：〇〇）
発電設備の総発電出力 （送電端出力）	〇〇. 〇〇キロワット
発電設備の運転開始日	令和〇年〇月〇日
発電事業期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで （〇年間）
看板の設置年月日	令和〇年〇月〇日
<p>この看板は、牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第19条の規定により設置したものです。</p> <p>太陽光発電設備に設置事業に関する連絡先 氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇 連絡先 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇（担当：〇〇）</p>	

## ※ 設置上の注意

- (1) 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。